

## 総務民生委員会会議録

- 1 日 時 令和2年2月27日(木曜日)  
午前9時30分～午後4時52分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 末永義美委員長 高木法生副委員長  
竹岡昌治委員 安富法明委員  
山中佳子委員 三好睦子委員  
岡山隆委員 杉山武志委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員  
荒山光広議長
- 6 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長  
篠田真理 議会事務局主任
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者  
田辺 剛 総務部長 杉原功一 市民福祉部長  
白井栄次 上下水道局長 安村芳武 病院事業局管理部長  
岡田健二 上下水道局次長 竹内正夫 総務課長  
佐々木昭治 財政課長 市村祥二 監理課長  
中嶋一彦 市民課長 内藤賢治 健康増進課長  
池田正義 地域福祉課長 古屋壮之 高齢福祉課長  
古川和則 市立病院事務長 西山宏史 美東病院事務長  
岡崎輝義 管理業務課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案23件及び請願1件につきまして、審査してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長、報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（末永義美君） それでは初めに、議案第2号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第2号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,418万2,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費を、歳入の補正に伴い164万7,000円を財源更正するものであります。

また、3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分・1目一般被保険者医療給付費分を歳入の補正に伴い83万1,000円を財源更正するものであります。

続きまして、6款・1項ともに基金積立金・1目国民健康保険基金積立金、説明欄001基金積立経費において20万円の追加でございます。

これは、積立利息額の確定に伴い、積立額を変更するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金において83万1,000円を減額するものであります。

これは、特別交付金の確定による県からの通知によるものでございます。

続きまして、4款財産収入・1項財産運用収入・1目利子及び配当金において20万円を追加するものでございます。

これは、歳出の基金積立経費に対応するものであります。

続きまして、5款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金、合計814万3,000円を減額するものでございます。

このうち、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金のいずれも、事業費の確定により県から通知されたものでございます。

また、職員給与費等繰入金の減額は、電算システム改修経費等の事務費として国庫補助金の増額によるものであります。

なお、これら繰入金は一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金において732万7,000円を追加するものでございます。

これは、令和元年度において歳入予算の減少が生じたため、国民健康保険基金を取り崩し、それを繰り入れるものでございます。

その下、8款国庫支出金・2項国庫補助金・7目社会保障・税番号制度システム整備費補助金において164万7,000円を追加するものでございます。

これは、12月議会において承認いただいた、オンライン資格確認システムの導入準備経費に該当する財源割合について、国庫補助金が一部補助から全額補助へ改定される予定となったため追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 2ページのところなんですけど、5款の繰入金なんですけど、説明の中で814万3,000円の減額なんですけど、これ一般会計から入らなかったということなんですけど、事業の確定によってこれが違ってたって言われましたけど、この事業があまりにも——何か早く言えば皆さんが健康になったのか、それとも抑制されたのか、どっちなのでしょう。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

今、御質問の一般会計繰入金814万3,000円の減額でございますけれども、これは

保険基盤安定繰入金、要するに、各市町の保険者としての国保の安定のための交付金でございます。

それと、財政安定化支援事業繰入金、これも同じように国保の安定のための繰入金でございます。それが当初予算と比較いたしまして、実績がそこまでいかなかったということでございますので県から減額と、当初の予算より実績のほうが金額が少なかったということで交付されておりますので、その減額の補正でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第4号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページですけれども、このたびの補正につきましては、事業量の決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,510万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,539万3,000円とするものでございます。

それでは、12ページ、13ページまでお進みください。

まず、歳出について御説明いたします。

1款総務費・3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費において、審査会委員報酬を70万2,000円減額しております。

介護認定審査会につきましてはは定期で開催しておりますが、年度当初では、緊急を要する場合を考慮しまして予備の開催日を見込んでおります。

今年度におきましては、定期開催のみで対応可能であると見込みが立ったため、不要となる委員報酬について減額するものでございます。

また、同項・2目認定調査等費において324万7,000円を減額しております。

これは、認定調査に係る臨時職員に係る賃金及び社会保険料等について、また認定調査に係る主治医意見書作成料について、これ以降の決算見込みに基づきまして減額するものでございます。

お手数ですが、2ページ、3ページまでお戻りください。

2款保険給付費・1項介護サービス等諸費から6項特定入所者介護サービス等費については、令和元年4月からの実績に基づきまして事業見込みを推計し、過不足について追加、または減額を行っておるところでございます。

また、6款予備費におきましては、歳出総額の財源調整を行うとともに、保険料の財源充当額を一部増額しておるところでございます。

2ページには歳入を掲載しておりますけれども、1款保険料については281万8,000円を増額しております。

これにつきましては、直近の保険料の調定見込みに応じ増額するとともに、先ほど歳出で御説明をしました事業量の変更に伴うそれぞれの所定の負担割合等に基づき、国や県の支出金、支払基金交付金、さらには一般会計繰入金等の財源調整を行ったところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第5号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ539万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,624万3,000円とするものでございます。

それでは初めに、歳出について御説明いたします。

2款・1項・1目及び説明欄001ともに、後期高齢者医療広域連合納付金539万7,000円の減額でございます。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合において、令和元年度事業費が確定したことに基づき、同広域連合へ納付する低所得者等の保険料軽減を目的とした保険基盤安定負担金、同額を減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、1ページお戻り願います。

3款繰入金・1項一般会計繰入金・2目保険基盤安定繰入金539万7,000円を減額するものでございます。

これは、一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金及び歳出で御説明いたしました保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと説明が早かったので、考える間に進んでしまったんですけど。

11ページの納付金の減額なんですけど、これは保険料の軽減があったために、納付金だから連合のほうに——三角だから納付金が戻ってきたということですよ。出るところが、三角だから出なくなった。その分ほど、減額の部分だけ返ってきたってことなんですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金ですけれども、こちらのほうは歳出の減額になっておりますので、当初予算、現在の予算から金額で539万7,000円、こちらのほうが減額になっておりますので、それを落とすというものでございます。予算的に、予算上減額するというものでございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明の中で保険料の軽減があったって言われましたけど、何件ぐらいあったんですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

私の説明では、広域連合へ納付する低所得者等の保険料軽減を目的とした保険基盤安定負担金を減額するものでございますというふうに御説明いたしましたので、軽減があったということではなく、この保険基盤安定負担金の趣旨であります低所得者等の保険料軽減を目的としたという御説明をしたところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは御説明したいと思いますが、9月議会において、病院経営の早期改善を求める決議をいただきまして、その中で、病院経営の状況を逐次議会に御報告するということになっております。

それで、12月議会同様に御説明したいんですが、補正予算と今の経営状況は非常に密接につながりますので、まず経営状況についての説明を先行させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（末永義美君） どうぞ。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、各病院の事務長から説明をさせていただきます。

○委員長（末永義美君） 古川市立病院事務長。

○市立病院事務長（古川和則君） それでは最初に、美祢市立病院の4月から12月までの経営状況について、資料左側の1ページの損益計算書をもとに報告をさせていただきます。

一番上の医業収益A欄を御覧ください。

今年度12月までの医業収益は、表の一番左側になりますが、入院収益、外来収益、その他医業収益合計で12億4,160万7,890円となり、前年度対比で4,376万5,246円の改善となっております。

内訳としましては、入院収益において、一番右側の増減理由の記載のとおり、入院患者数は前年度対比で60人減少しておりますが、8月以降の地域包括ケア病床の有効活用によりまして、入院患者1人1日当たりの診療単価が大幅に改善し、前年度対比で3,372万5,000円の増収となっております。

外来収益におきましては、外来患者は前年度対比で281人増加したものの、透析患者の減少等により外来患者1日当たりの診療単価が減額となり、前年度対比で233万3,000円の減収となっております。

その他医業収益におきましては、健康診断や入院時の室料差額収益等の増加により、前年度対比で1,237万3,000円の増加となっております。

続いて、下側の医業費用B欄を御覧ください。

今年度12月までの医業費用は、同じく表の一番左側になりますが、給与費、材料費、経費等の合計で13億7,241万9,339円となり、前年度対比で1,318万1,517円の減となっております。

主な内訳としましては、経費におきまして、MRI装置保守業務委託料が今年度から発生したこと等によりまして936万9,000円の増となっております。また、減価償却費につきましては、電子カルテ等の総合医療情報システムや一部の医療機器等の



減価償却が平成30年度で終了したことによりまして2,549万7,000円の減となりました。これらによりまして、医業費用全体で減額となっております。

それらによりまして、表中下から5行目になりますが、今年度4月から12月までの純利益が938万131円となり、前年度対比で3,607万8,000円の改善となっております。

また、年間費用を押しなべました年度間調整後の数値としましては、表の一番下の行になりますが5,816万4,869円の純損失となっております。対前年度比では1,529万4,000円の改善となっております。

現在院内におきまして、平成30年度1億7,000万円の赤字を計上したことから、今年度におきましてはさらなる赤字の圧縮を目指して、職員一丸となって、さらなる経営改善に努力しているところでございます。

美祢市立病院の4月から12月までの経営状況報告につきましては以上であります。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 続きまして、美東病院の状況を御説明いたします。

資料のほうは9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、入院収益でございます。

こちらは、入院収益について、表とグラフで今年度と過去2か年度を比べる資料でございます。下のほうのグラフにつきましては、3年前の平成28年度の入院収益も表示しています。

下の折れ線グラフにおいては、ピンク色の線が今年度の動きを示していますが、入院収益については、7月から11月までの5か月連続で過去3年の同月より上回るなど、入院収益は比較的好調に推移してきました。しかしながら、冬に入った12月は、本来病床稼働率も上がるはずですが、暖冬の影響からか、今年度は逆に秋よりも病床の稼働率は下降気味という状況でございました。

さて、今年度の12月末までの入院収益の累計は、グラフではなく、3つ目の表になりますけれども累計欄がございます。5億5,726万7,000円となっております。これは、昨年度よりも4,778万7,000円の増、一昨年度よりも1,926万円の増となっております。グラフに表示されているとおり7、8、9月の夏場が好調であったことが要因です。

次に、外来収益の状況です。10ページを御覧ください。

各表右下の欄に1日当たりの平均外来患者数を記載していますが、今年度12月末時点では、1日平均118名の外来患者がありましたけれども、これは昨年、一昨年以上を上回るような状況とはなっていません。

ところが、11ページの収益の資料を見ていただきますと、11月、12月と2月続けて前年の売上げを上回っており、12月末時点での外来収益の累計額での前年との差が123万9,000円にまで縮まってきましたので、昨年度の収益を上回れる可能性が出てまいりました。

以上の動向を踏まえての全体的な収支でございます。

資料は7ページとなります。

一番上の緑色の行が医業収益になりますが、今年度12月までの合計は8億537万7,000円となっており、前年度同時点との比較では5,299万3,000円の増額となっております。要因は先ほど来申し上げておりますとおり、夏場の入院収益の好調というのが要因でございます。

次に、医業費用でございます。

今年度12月までの合計は9億1,484万5,000円となっており、前年度同時点との比較では427万8,000円の減となっております。要因は非常勤医師、看護師の給与費の減少により給与費が1,231万円減少したことなどによります。

以上の結果、医業収益から医業費用を引いた4月から12月の9か月間のいわゆる本業の収支においてはマイナス1億946万8,000円となり、前年度同時点よりも5,727万1,000円の収支改善となっております。

続きまして、医業外の収支については、今年度は年度前半に前寄せして受給している負担金、補助金の関係で、昨年よりも12月末時点での支給額は多くなっておりますが、年間通じての受給額に大差はございません。医業外費用についても大きな変動要因はございません。

医業収支・医業外収支の全てを合算した12月末時点での経常利益見込み額として1億846万2,000円となっており、昨年よりも8,046万円の収支改善となっておりますが、負担金、補助金の前寄せ支給が収益増の方向に働いていますので、収支改善額については実際よりも大き目の数字となっております。

表の一番下の辺り、下から5行目から2行目にかけて、年間各月の費用を平均化するための調整欄がございますが、これらの調整を経ての12月末時点での経常黒字

の見込み額は4,381万円となっており、前年度より4,140万6,000円の改善となっております。

以上でございます。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、議案第6号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

予算書では業務予定量の補正を第2条で定め、これらの業務予定量の見込みに基づき算定した収益的収支の補正を第3条で、そして資本的収支の補正を第4条で定めております。

それでは今回、予算概要説明資料の1、2ページにおいて——今お手元に届いておりますこの一覧表、業務予定量から収益的収支、資本的収支、補填財源、損益計算書、貸借対照表、各項目の概要について、現在の予算額と補正予算の対比が一覧できるよう取りまとめておりますので、これを用いて説明させていただきます。

決算自体は税抜き表示となりますが、予算は税込み表示としております。したがって、3月補正予算は決算見込みと一致させておりますが、予算ですので税込みで表示しております。

それでは、1ページの左側、美祢市立病院を御覧ください。

右予算現額が現在の予算額、左3月補正が、この議会で上程しております補正予算であり、決算見込みと一致しております。

まず1の③、1日平均入院患者数の行と、⑦1日平均外来患者数の行であります。

1日平均120.7人を108.6人に、外来患者数、各診療科の1日平均159.3人を141.2人に、透析の1日平均21人を15.8人に補正するものであります。

病院収益の中心である入院収益、その中でも特に柱となるのが一般病床の1日当たりの入院患者数、つまり1日平均入院患者数であります。一般病床10対1病床が49.1人の目標が41.8人とどまる見込みの理由としては、医療機関等からの紹介患者の減少によると見ております。

一方、一般病床のうち地域包括ケア病床については、24人から23.2人と1日当たり0.8人減の範囲内で見込んでおります。これは、今年度の8月から何とか地域包括ケア病床の運用が軌道に乗ったためであります。

これらのことについては、本会議で概要を御報告した新美祢市病院改革プラン全面改訂版においてお示しをしております。

また、療養病床が43.6人というのは、今までであれば、10対1病床から療養病床に移動してきた患者が地域包括ケア病床のほうに移っているということも影響しております。

このような入院患者数の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、下になります。画面左のほうに収益的収支、画面の真ん中辺りです。2収益的収支のうち、③当年度純利益を1億708万2,000円としております。

少なくとも市立病院によっては、赤字を昨年度の1億7,300万円から5,000万円まで圧縮することを目標として職員が懸命にやってきましたが、現在のところ、1億円をどこまで下回ることができるかといった状況になっており、この2月、3月にかかっております。

次に、1ページの美祢市立病院の横の美東病院を御覧ください。

まず、③1日平均入院患者数の行と、⑦1日平均外来患者数の行であります。

入院患者数の1日平均を87.2人から84.6人、外来の1日平均127.3人を116.1人に補正するものであります。1日平均入院患者数84.6人は予算上の数値には達しておりませんが、昨年度、2018年度の決算確定値78.5人を6.1人上回ります。

このような患者数の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、先ほどの2の収益的収支のうち③当年度純利益を38万5,000円としております。これは、先ほど経営状況を御説明したような状況でありますので、あまりにも支出を少し大きく見積もり過ぎておりますけど、現在業務の中では、現予算の1,560万円を当然上回る黒字2,000万円台、あるいは3,000万円——2,000万円台を目指しております。

次に、介護老人保健施設であるグリーンヒル美祢については、入所者数の1日平均を64.0人から62人、短期入所者数の1日平均4人を4.4人に、通所者数を19人から19.5人に補正するものであります。

入所者数が伸びなかった理由としては、従来市立病院を退院してグリーンヒル美祢に入所をお願いをしていたような場合でも、地域包括ケア病床で在宅復帰に向けての管理が可能になったことが影響していると見ております。

このような入所者数の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、2収益的収支のうち当年度純利益の行であります。マイナス2,567万5,000円を見込むものであります。現在、市外病院を含めて、他病院からの受入れを進めているところではあります。少し持ち直しつつあるといったところではあります。

次に、訪問看護ステーションについてですが、訪問者数の1日平均を26人から19.6人に補正するものであります。

訪問看護の需要があると考えておりますが、2018年度の後半から今年度2019年度の前半期にかけて、極めて利用者数が低迷した影響が出ております。当年度純損失として975万6,000円を見込むものであります。

以上を受けて、病院事業等全体の収益的予算の補正の内容を御説明いたします。

収入については、この一覧表の2の①総収入の行になります。

病院事業等全体の収入合計は、その行の——2ページ目の右端になりますが、最後の列、予算現額計41億8,766万とあります。その額から3億4,649万7,000円減額し、3月補正計の列38億4,116万3,000円とするものであります。

支出についても、この一覧表の2の②の総支出の行になります。

病院事業等全体の支出合計は、その行の2ページの右端にある最後の列、予算現額計41億1,463万9,000円から1億3,134万8,000円減額し、3月補正計の列39億8,329万1,000円とするものであります。

以上差引きした結果、病院等事業会計全体における当年度純損失は、2の収益的収支の行2の③当年度純利益の行の右から3列目に税込みの1億4,212万8,000円と見ております。

これは、一覧表の下の方の5の損益計算書——下の方になりますが、5の損益計算書の③当年度純利益の行では、税抜きで1億4,293万6,000円の純損失として計上しているところですが、昨年度の決算額税抜きの2億166万円の赤字を年度末までに可能な限り圧縮することを目指しております。

最後に、病院事業等の資本的収支予算の補正の内容について御説明いたします。

3、左側の項目の3が資本的収支になります。

3の①収入の行、美東病院において、国民健康保険調整交付金の増額により負担金を5万円増額し、病院等事業会計全体における資本的収入の合計として、収入の行、右から3列目に4億8,462万5,000円とするものであります。

議案第6号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算に関する説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 1件ほどお伺いいたしたいと思っております。

スタッフの皆さんも大変御苦労されているということは十分に分かっておるところでございますが、先ほど説明の中で、入院患者の減の1つの原因として、開業医の皆さんからの紹介が少ないんだというお話があったと思うんですけども、これは患者の意向で少なくなっているのか、あるいはお医者さんがもう地区外に紹介されているのか、その点が分かればお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 複雑に絡み合ってる状態というのが正直なところであろうと思います。

開業医の先生方とお話をさせていただく機会があります。基本的には美祢の——患者さんの意向に沿う形で開業医の皆さん、あるいは病院、介護施設の皆さんそうでしょうけど、意向に沿う形で紹介するというのが基本にあらうかと思います。

ただ、私どもが1つ、このプランにも書いておりますけど、そもそも病院に美祢市民に来ていただけるような病院にして、開業医の先生方も安心して紹介するといった形にする必要があり、美祢市民の方が開業医の先生方に、美祢市立病院を紹介してくれと言われるようにならなくてはならないというふうに思っています。

御質問の、どういう開業医の先生方、あるいは患者さん、どちらの意向かと言われれば、まずは患者さんの意向だと、それに伴う開業医の先生との信頼関係ができたときに、いい循環が生まれるというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 病院の改革プランの中にも、地区外に流出する患者を引き止めるんだということもあったと思うんですけども、こういったことはやはり開業医との連携を密にされて、ぜひとも、少しでも患者を食い止められるように今後とも努力していただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 10ページのグラフなんですけど、これを見てから思ったんですけど、この中に月別の外来の表とかありますけれど、このグラフは本当におもしろいなと思ったんですけど、夏は暑くて外来の方が多かったと、季節がよくなると外来の方が少なくなって健康になられたのかなと思うんですが。

9月頃——5月と9月やはり農家の方が——今農業者が少なくなっていますっていいながらも、やはり農業の方、仕事が忙しくてなかなか病院に行けないと、農繁

期が済んだらまた病院に行くとかいうのがあって、市民の皆さんの仕事、生活が手に取るように分かるんですけど。

このグラフの中で市民の健康管理とか、それから改革をしていくような要素が隠れているように、この図の中から思ったんですけど、この図を今後、どのように活用——活用って言ったら変ですけど、この図の中からどういうことを読み取られるのかなと思ったんですが、健康管理とか改革とかに役立てていかれるんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 現在のところは、経営上のいろんな課題を考えるときの資料として使っているということにとどまっております。

今後、どのような形で使うかっていうのは、いろんな情報が病院にも今DPCというものがあまして、そういう届出をしております、それを解析できるような形のものを取り入れるっていうのを今検討しております。そういったものとの組み合わせの中で、より実際の予防とか、そういったものにつながるものがあるのかもしれないんですけど、今は確たることはちょっと言えません。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今年度の美祢市病院等事業予定損益計算書ありますけれども、ちょっと質問する前に、最近美祢市立病院に御見舞い等に行った際に、エレベーターから降りて入院患者の名前を言って、部屋が分からないから、普通何号室ですよって言われて、そして病室に行くんですけど、今回今までにない対応ということで、分からなければ、その部屋のところまで御案内しますということで、初めて部屋番号のところまで、男性でしたけれども案内されたということで、今までにない対応を少しずつされているということで、私はこれは非常によかったのではないかと。

こういった小さいことですが、こういった積み重ねで美祢市立病院、今までいろいろなイメージがなかった部分が少しずつ私は改善していくのではないかと考えております。今後ともそういった面では、しっかりと市民の皆さんに寄り添うサービスというものを、おもてなしというものをさせていただきたいと思います。

それで今回、今各病院ごとの収支報告等もありまして、ちょっと心配だったのが、想定よりも若干全体的に冬から外来、入院患者が全体的に減ってきているというこ

とで、ちょっと意外で、ここがちょっとよかったら、もっと収支もよくなるんじゃないけれども。

それで今回、一応当年度純損失が1億4,293万6,000円ということで、当年度未処理欠損金が10億円になったということで、去年は8億6,000万円でしたけれども、こういったところを今後、これ以上拡大しないように新病院改革プランを推し進められていると思いますけれども、このところ、今美東病院では負担金、補助金、そういった部分を頼りに、多くならない形で今回の収支になっているみたいですけども。

今後、一般会計からの負担を維持するためには、入っていくんですけど、入っていくんですけども、その辺についてはどこまで、今回も民生費で負担金10億円、9億9,000万円入ってましたけれども、それをいつまでも増やしていくっていうわけにはいかない部分があると思いますけれども。

今後そういったところ、医業収益をこれ以上未処理欠損金を増やさんために、一般会計からの負担金、補助金を入れるのもなかなか限界が出てくると思いますので、それについてどのような何かお考えであるか、ちょっとこういった質問するのは酷ですけども、何かそういった視点についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 岡山委員の御質問にお答えします。

市からの繰入金をかなりいただけてますが、これはある程度法定内繰入金という形で、自治体病院は、総務省からそういった形で予算、補正というか、補助をいただけてます。

問題は法定外繰入金、いわゆる市の一般財源からの繰入金をいかに少なくするかということでございますけれども、これは、このたびの新病院改革プランの全面改定をきちんと、それにのっとり改善を進めていくということ以外ないかなと思っております。

今年度も、昨年度の———いほどの赤字、一般財源からの繰入金を含めて2億ぐらゐの赤字、19年度はですね、1億弱1億切るぐらい。当初は5,000万ぐらゐの赤字で抑えようと思ったんですが、1億切るぐらゐの、1億円近くの赤字削減になりそうですので、これをもう来年度しっかりと、改革プランにのっとり推し進めていこうというふうに思っております。



以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 大変御苦労されているということはひしひしと感じております。

それで、いつか言われてましたけれども、地域包括ケア病床、急性期にはどうしても三次医療、医大とか労災とか、そういったところの三次医療をしますよね。そして美祢地域であれば、こっちに家族がおるし、二次医療で入院してしっかりと対応して、慢性期の治療を行っていくという形になると思います。

それで、そういった方々に対してというよりは、そういった各病院、日赤とかそういった山大、医大、日赤、労災、そういったところの急性期を済んだ患者さんに関して、あとは地域包括ケア病床としてしっかりと受け入れていく、そういった道筋ですよ。それを高橋先生とかがいろんな人脈で、確実に返していただきたい、その道筋ですよ。そういったところの道筋というのはどういう形でされておられるか、また、これからされようとされるというか、これについてどうかなと思います。そういったことができるかどうか、その点についてお伺いします。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 岡山委員も御存じかと思いますが、各病院にそれぞれ地域包括ケア病床を持っておるんですよ。持ってないのは山口の済生会。労災も持ってますし、そういう病院はやはり急性期である程度治療して、その患者さんを地域包括に入れたほうが加算が取れるということで、なかなか返してもらえないんです。

一番返してもらえる可能性があるのは、美祢市民の患者さんに、美祢市立病院、あるいは美東病院に帰りたいと、早く帰りたいということをお願いいただければ、早期に帰って来れる可能性があるんで、その辺をうちのドクターに、患者さんに、とにかく市立病院、美東病院で引き受ける、よくなったらすぐ引き受けるから先方の先生に言いなさいと、言ってもいいですよっていうようなことを今後徹底しようといえますか、そういうサジェスションをしようかなと思っています。

それから各病院に挨拶に、できるだけ急性期の手術等が終わったら、市立病院に帰してくれということを事あるごとにお願いしようかなと思っています。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。そういったところを具体的に説明いただきまして、少しずつ理解しているつもりです。

今後ともやっぱり、今管理者が言われたように、そういった対応というのを私ども美祢市民も、それをしっかりと認識していくことが重要であると思っておりますので、そのこのところをもう少し大事にというか、宣伝をしっかりとしていくことが私は重要と思っておりますので、そのこのところを今後、どういう形でされるかちょっと分かりませんが、それを市民の皆さんに分かっていただく、醸成していただく。そういったことを——慢性期になったら、こっちに来たら、すごいおもてなしで病院でちゃんと入院して、そして退院できるよっていう、そういった流れを管理者として大変でしょうけれども、そういったつくり込みを行っていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 賛成の立場といいますか——ということで、意見を申し上げたいわけですが、賛成するもしないも本当はないんですが。

今回、病院経営改革プランを実施中の中で、いろいろ運転資金にも事欠くような状況に至った。そのことをもって、結局今の赤字体質を少しでも収支に、比率にすれば100日とんとんぐらいに少なくとももっていきながら、累積の赤字も減らしていましようということで、議会のほうにそれなりのプランの見直しをしていただいて、議会に報告をしていただく。

そのことは、早期に問題点を把握して、市民が安心して2つの市立病院に来ていただけるような体制をつくっていくと。医師、それから看護師総力を挙げて、安心してこの過疎地の医療を守るために、市民の期待に応えるっていうことが一番の大きな目的だろうというふうに思っております。

少しずつ、そういうふうな形でも損益といいますか、収支の改善も図られ、見えてきておりますから、今後とも引き続いて、大変でしょうけれども努力をしていただ

きたいということを申し上げて、賛成の立場の意見とさせていただきます。頑張ってください。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○委員長（末永義美君） 続きまして、議案第17号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第17号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明いたします。

現在、本市の印鑑登録及び証明事務につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領に基づく美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例に即し事務処理を行っているところでございますが、このたび、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

また、性同一性障害など性的マイノリティの方へ配慮し、個人のプライバシーを尊重するため所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしまして、現行の制度では、成年被後見人の方については印鑑の登録を行うことができませんけれども、成年被後見人が法定代理人とともに窓口に同行され申請された場合は、意思能力を有する者として印鑑登録の申請を受けることができるよう改めるものであります。

また、印鑑証明書及び登録原票の性別欄においては、記載事項を削除するよう改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑

はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねするんですけど、今印鑑証明のカードっていうんですかね、紙っていうかカードですけど、何か昔からそれなんですけど、今それが変わってるっていうことはあるんですかね。あまり私、あれがいっぱいにならないからそのまま持ってるんですけど。何か磁気ディスク、これは関係ないんですかね。カードが更新されたとかあるんですかね。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

三好委員がただいまおっしゃったのは、印鑑登録証明書——印鑑登録カードのことであろうと思います。

これは、美祢市が合併する以前からもありまして、もともと美祢市、それから旧美東町、旧秋芳町それぞれで、それぞれのカードがありましたけれども、合併して一応新規にそれ以降、平成20年度以降、それ以降カードを作成される方につきましては、新たなカードということで一本化しておりますけれども、それ以前のカードも、そのまま現在使えるようにはなっておりますので大丈夫でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第18号は、美祢市職員のサービスの宣誓に関する条例の

一部改正についてであります。

会計年度任用職員制度の導入により職の整理がなされ、臨時職員のうち、非常勤特別職として扱っていたものにつきましては、制度導入後は一般職となりますことから、任命される際、正規の一般職と同様にサービスの宣誓が必要となります。

サービスの宣誓につきましては、任命権者、市長等でございますが——の面前で宣誓を行うこととされておりますが、全ての会計年度任用職員においてもサービスの宣誓を行うことが困難なこと、また同一の者が再度任用された場合についても、その都度行わなければならないため、国から会計年度任用職員については別段の定めができると方針が示されたところです。

今後、会計年度任用職員サービスの宣誓につきましては別に定めることとしておりますが、国からの指針に基づき、署名をした宣誓書の提出に代えたり、再度の提出は不要にするなどの対応をする方針としております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第18号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号美祢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、ただいま通知されたとおり監査委員から意見が回答されております。

本件については、竹岡委員及び安富委員は地方自治法第117号の規定に該当し、

除斥されますので退場を求めます。

この際、竹岡委員並びに安富委員におかれては御発言がございましたら許可しますが、いかがでしょうか。竹岡委員。

申し訳ありません、訂正します。

今、私が申し上げたこと、該当の竹岡委員及び安富委員におかれての御発言の許可のほうは、委員の皆様におかれてはよろしいと——よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは竹岡委員、よろしくお願ひします。

○委員（竹岡昌治君） それでは、お許しいただいたので発言したいと思いますが、監査委員の立場から意見書は差し上げました。ただ、ちょっとこれは問題提起ということでお話を聞いていただきたいと思うんですが。

私は、地方自治法上、矛盾があるんじゃないかという気がどうしてもならないんです。なぜかと言ったら、この条例を監査委員が意見を言わなければいけなくなっております。その中に、監査委員自らの免責のあれが記されております。

しかも、これをもし万が一何かがあって、議会が全額免責をしたときも、またこれは監査委員の意見を聴くようになってるんです。私はおかしいと思うんですね。監査委員の独任性といいますか、これがおかしくなっていると思うんですね。その辺だけちょっと問題提起をしておきます。

本会議でいろいろ申し上げましたので、それ以上は申し上げませんが、いずれにしても監査委員の立場からして、自分のことをいい悪いは申し上げられませんので、一応意見は出させていただきました。

以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員はよろしいですか。安富委員。

○委員（安富法明君） あまり意見を申し上げるのはどうなのかなというふうに思うんですが。

私、当初これに、きょうの除斥の項は、そこに書いてある農業委員会の委員をしておりまして、そこまで入っておると思っておりませんでしたので、人のことかなというふうな、竹岡委員のことばかり考えておったんですが。

基本的に、監査委員の意見を求められて、監査委員の意見がどういう形で出てるかというふうなのは、後でよく審議をされたらいいと思うんですが。この問題は、

それぞれの役職に対する責任範囲の係数なんですよね。この辺が妥当かどうかという辺が多分、私は監査委員の意見が欲しいところなのじゃないかなというふうなことを思っておりました。

その辺のことも含めて、免責がどの部分になるのかっていうふうなことも含めて、事実の誤認がないように、十分理解をしておく必要があるなというふうに私個人は思っておりますが、十分な審議をされますようお願いをいたしまして意見といたします。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それと、もう1点ほどつけ加えておきます。

地方自治法上は、できる規定になってるんですよ。定めなければいけないんじゃないんです。定めることができると、こういうふうになっております。

したがって、私どものほうは、監査委員に関しては特段の意見を申し上げることはようしないということで、意見は差し上げております。十分な御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） それでは、地方自治法第117条の規定により、竹岡委員及び安富委員は除斥につき退場を求めます。

〔竹岡昌治君及び安富法明君 退場〕

○委員長（末永義美君） それではまず、議案第19号の議案の説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第19号は、美祢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

この条例は、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定して免除する旨を定めることが可能となる地方自治法の改正に伴い制定するものでございます。

このたびの条例制定に係る地方自治法の改正は、住民訴訟制度等に関わるものですが、住民訴訟は不適切な事務処理の抑止効果がある一方、現行制度は住民訴訟における長や職員の損害賠償責任について、損害賠償額が高額になることによる萎縮効果、公務員個人への求償責任の要件について、国家賠償法等との不均衡があるなど課題が指摘されており、その課題に対する見直しがあったものと考えてお

ります。

本市におきましても、この地方公共団体における住民訴訟の状況に鑑み、このたび本条例を制定するものでございます。

なお、条例に定める免除の基準や免除の下限額は政令——地方自治法施行令のこととございますが、参酌することとしております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） ちょっと質問したいんですけども、本会議のときに例を挙げて教えていただいたんですけども、例えば市長の年間の報酬が1,000万円だったとすると、市長が6になってます。ということは6,000万ということですよ。

そこで、1億の損害賠償を求められたときに、この6,000万円を上限として支払うのか、残りの4,000万円を払うのか、ちょっとその辺のところははっきりしないんですけど、もう一度御回答願います。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

イメージとしては上限額を定めるという形になりますので、例えば1億円の損害賠償額がありましたら6,000万円が上限で、残りの4,000万円が免除されるということになります。6,000万が限度で、残りの——1億だったら4,000万円が免除されるということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 例えば、10億だった場合は9億4,000万というものが免除されるということですね。だから市長は6,000万払えばいいということになるわけですね。分かりました。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これについてよく分からないので、ちょっとネットとか見たんですけど、他市とかの状況は——この割合ですけど、2条の割合なんですけど、どのようになっているのかなと思うんですが。

市長が6と、この判断がいいのか悪いのか分かりませんが、何かこれを決められ



た基準とかあるんでしょうかね。他市の状況を見られたとか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

この参酌すべき基準の数値につきましては、地方自治法が改正される際の有識者の中でも検討がなされておりまして、会社法等の均衡を図るということで、例えば会社法ですと、取締役が年収の6年分と、乗数が6と。それ以降の役員について4年であるとか、そういった会社法等の均衡も踏まえて、有識者の中で決定されたものと考えておりまして、本市においても、基につくられた政令の数値が適当であると考えまして、その数値を参酌しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 例えば、これを認めなかったときは免責がなくなるということで、この条例が否決された場合は、損害賠償っていうのは全額市になるということなんですか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今回の条例は、市団体に対するものではなくて、長でありますとか職員個人に対する、市に対する賠償を求めるものについてのことでございますので、団体ではないんですが、仮にこの条例が可決されなければ上限がなくなりますので、例えば10億円の個人に対しての損害賠償額が請求——求償されれば、それを払わなければいけないということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、この条例の制定に関してですけど、これは、いずれにしても上位部の法の方法で、そういったベースのものがあって、今回自治体としての条例になったということだと思うんですけど、そうだったのかどうかということ。

こういった制定、法制定をするに市の条例にあたって、今出た市長6、監査委員4等こういったところの数字というのは、国が定めたものと市の条例で定める係数は皆同じなんでしょうか。この点についてまずお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員からの質問にお答えしたいと思います。

先ほどの乗数につきましては、政令、地方自治法施行令のものでございますけど、そちらに定める数字をそのまま使っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 実際、今回こういう条例定められますけど、こういった——要するに、市長また監査委員の今までこういった様々な不祥事が発生しているという例があって、こういった数字に落ち込ませていった、制定したという、そういった経緯というものが、こういったものがあるかどうか、それについてもし分かれば説明していただきたい。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。まず冒頭でも説明いたしましたとおり、本市では例はあまりというか、今でもなかったと思うんですけれども、全国におきましては長でありますとか、職員個人に対する損害賠償額、これは高額な、もう10億とか20億を超えるような高額なものを住民訴訟で請求される場合があります。あまりにも大きい金額は個人にのしかかると、行政は伸び伸びできないといえますか、そういったことで萎縮効果が生まれているというような弊害があったことによる、このたびのこういった地方自治法の改正があったものと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。

今回はそういった面においては、様々な訴訟において賠償責任等が発生して支払う場合、訴訟に負けたとかいろいろあると思うんですけど。

それで、大きな額に並んで減免が4割あるということで、ある面では救済措置という性格もあるということなんですか。最後お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、高額な10億であるとか20億であるとか、とても個人では払い切れないような額が、現状の制度では賠償責任が発生することがありますから、そういったケースにおきましては、往々にして到底損害賠償できないということで、議会のほうが、その賠償額のほうの債権を放棄するということが相次いでいるようでございます。

そういった意味からおきまして、下限額を設定することによって、逆に広範囲に損害賠償額を、債権を放棄できないということには確かにつながろうかと思っております。

なお、損害賠償額については今申しましたとおり、10億、20億というものが長や職員の個人に対して発生することがありますけども、それについては議会の議決によりまして放棄することが可能であるということを改めてお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 実際、こういった訴訟問題が起こって、免責もありますけど、実際それに対して6、係数この6ですよね、6割が払われなかったというときには、もう禁錮刑になるということの見方でよろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思いますのですが、ちょっと私の今調べてる範囲の中で、その後払えない場合の対応についてどうなのか、ちょっとよく正確には分からないのでお答えできないんですけども。

通常今までの、先ほど申しましたとおり高額な賠償責任が発生した場合は、ほとんどのケースでいくと、議会での債権の賠償額の放棄、市が求償権を放棄するという議決で事が進んでいるといいますか、決着している場合が多いというふうに、私が調べた範囲では思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それについては、まだ明確になってないところもありますので、そういったところの責任といいますか、支払いができなかった場合、個人でもあるし、そうでない場合もあると思いますので、そういったところは最終的に、どういった責任を取っていかなくてはならないのか、また分かったら結構ですので、

教えていただければいいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員、私のちょっと意見なんですけども、今の質疑の中で、損害賠償責任云々についての表現の中の言葉として、不祥事という表現があったんですけど、これは損害賠償事件が発生するような様々な事案とかっていうふうな思いでしょうか。不祥事となると、いろんなケースがございますので、その点について先ほど……（発言する者あり）一部訂正されますかね。（発言する者あり）重大な過失という、その分だけ訂正させていただきます。ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

竹岡委員、安富委員の復席を許可します。

〔竹岡昌治君及び安富法明君 復席〕

○委員長（末永義美君） ただいま、議案第19号を採決した結果、全会一致にて可決されましたので、その旨をお知らせ申し上げます。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

-----  
午前11時05分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

それでは、議案第20号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第20号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本市では、地域手当の支給対象地域を東京都特別区と大阪市に限定しているところですが、今後、他団体との職員の人事交流を積極的に推進するにあたり、支給地域を国に準拠し、東京都特別区と大阪市以外の支給対象地域で勤務する場合の環境整備を行うため、条例を改正するものです。

また、住居手当のうち、持ち家部分については、平成21年度人事院勧告による国の廃止以降、全国的に廃止が進んでいるところであります。

今までは職員の人材確保、市内定着の観点から制度を継続しておりましたが、国や県からの改善指導に加え、県内他市においても廃止が進んでいることから、このたび廃止を行うため改正を行うものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 持ち家分について、他市でも廃止されてきているということですが、どのぐらいの市が廃止されているのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず県内の状況でございますが、令和元年度におきましては4市、美祢市をはじめ下松市、光市、山陽小野田市が令和元年度までは制度をつくっておりましたが、そのうち下松市と山陽小野田市の2市については、今3月議会において廃止の提案をするというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第20号を採決いたします。本案について、原案のとおり

決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第21号は、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、さきの12月議会において、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の改正による一般職の行政給料表の改定に伴い、同表を準用しております会計年度任用職員の給料表を改定するとともに、例えば1日だけスポット的に雇用するケースなどの勤務日数の著しく少ないパートタイム会計年度任用職員などの常勤職の例により、費用弁償を行うことが困難なケースが発生することが考えられており、このたび関係団体から、この取扱いの方針が示されたことにより、別に規定するよう条例の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第23号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知した議案を御覧ください。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員の資格要件を満たしているものの認定資格研修を修了していない者を、いわゆるみなし支援員として扱える国の3年間の経過措置が平成32年、令和2年の3月31日に終了いたしますが、国の経過措置終了後は各自治体の実情に応じ、その期間を延長することとされたことから、令和2年4月1日以降における経過措置を当分の間と改正し、令和2年4月1日から施行するものであります。

ここで、当分の間とした理由を申し上げますと、現在のところ、みなし支援員として扱う人数は21名となっておりますが、令和2年度中には約半数の方が研修を修了される予定となっております。

しかし、御自身の年齢等を理由に認定研修を希望されない方も一部おられることに加えて、新規採用において、児童クラブで勤務していただける方の全てが、あらかじめ認定資格研修を修了されているとは限らないと想定しております。

採用後に認定資格研修を受ける場合、受講しなければならない日数が決められていることや開催場所が限られていることから、研修を修了するまで時間を要することが想定され、みなし支援員の経過措置を設けないことで国の補助基準の対象から外れることになりかねません。支援員の交代があるたび同じような状態が続くことも予想されるところであります。

また、県内の他市の情報交換でも同じ状況であるところが多く、下関市や柳井市におかれては経過措置を当分の間としたと伺っているところであり、これらのことを踏まえて最終的に判断をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第23号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第24号美祢市介護保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正につきましては、令和元年10月に実施されました消費税率10%への引上げに伴いまして、公費による低所得者への保険料軽減制度の完全実施に移行されるため、所要の改正を行うものでございます。

まず、介護保険料の算定にあたりましては、介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量、また第1号被保険者の保険料負担割合、さらには介護報酬改定の影響等を考慮した上で算定することとなっており、現行の第7期計画期間中におきます保険料基準額につきましては年額7万80円、これは第5段階に設定される場所ですけれども、この額に設定しておるところでございます。

一方、消費税率引上げの影響に対する公費による低所得者への保険料軽減の仕組みにつきましては、令和元年度から段階的に実施し、考え方としては令和元年度10月から3月、6か月分の影響を考慮する形になりますけれども、保険料基準額に対する、まず第1段階の負担割合、通常0.45とするものが0.375、第2段階では0.75を0.625、第3段階では0.75を0.725に現行では軽減しておるところでございます。

このたびの保険料軽減強化の完全実施、要は令和2年度1年間の影響額を考慮する形になりますけれども、第1段階につきましては、これまでの2万6,280円を2万1,024円、割合からすると0.375を0.3に、第2段階につきましては4万3,800円



を3万5,040円、割合とすれば0.625を0.5に、第3段階につきましては5万808円を4万9,056円、割合として0.725を0.7に軽減されることとなり、この改定を実施するため同条例に規定する条文の一部を改正するものであります。

なお、この条例につきましては、規則で定める日から施行するものとしておるところでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第24号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第28号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての説明をいたします。

このたびの改正は、まず水道事業におきまして、人口減少に伴い給水人口を2万4,005人から2万1,270人に改めるとともに、令和2年4月から商工労働課の十文字工業団地水道供給事業を水道事業として引き継ぐことによりまして、1日最大給水量を1万4,943立米から1万5,869立米に改めるものであります。

次に、引用している地方自治法の条項がずれたことに伴いまして改正をするものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、議案第29号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

2ページ目に新旧対照表がありますが、新旧対照表のとおり、地方自治法の改正に伴い関係条文に係る文言に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第8号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,818万5,000円と定めるものでございます。

平成30年度に国民健康保険事業は制度の改正が行われておりますけれども、令和2年度当初予算の内容は、新たなものとして主に次の2点が挙げられます。

まず1点目ですが、国保の被保険者は、これまで一般被保険者と退職被保険者に分類されておりましたけれども、このたび退職者医療制度の経過措置期間終了に伴い、一般被保険者分のみの経費を計上しております。

2点目は、令和3年3月から医療機関等におけるマイナンバーカードによるオンライン資格確認が本格運用されるため、その準備経費を計上しております。

以上の内容を考慮し、令和2年度の予算を編成しております。

それではまず、歳出の主なものから御説明いたします。

最初に、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきましては、国保事業運営上の経常経費である人件費、事務費を計上しており、合計で7,196万8,000円となっております。

前年度比で増加の主な要因は、オンライン資格確認に伴う電算システム改修委託料及び自治体クラウド電算システム使用料の増加によるものです。

続きまして、388、389ページをお願いいたします。

下段の2款保険給付費ですが、これは、被保険者の療養に要する費用を負担するものです。

まず、390、391ページまでの1項療養諸費につきましては、前年度比で減少しておりますけれども、これは、被保険者数の減少に伴い医療費実績も減少していることから、今年度の保険給付費見込み及び直近の療養給付費伸び率等に基づき算定した結果、合計20億2,123万6,000円を計上しております。

また、保険給付費につきましては医療機関からの請求時期がずれることから、今回は退職被保険者等分も計上しております。

なお、特定財源につきましては、全て保険給付費等交付金として県から給付されます。

続きまして、390ページから393ページまでの2項高額療養費です。

高額療養費は1か月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた部分を支給する制度でございますけれども、これについても、実績及び療養費の伸び率等に基づき算定した結果、前年度比較で減少しており、合計3億1,029万1,000円を計上しております。

また、特定財源につきましては全額が県支出金となっております。

次に、394、395ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分は5億3,708万8,000円、2項後期高齢者支援金等分は1億5,304万3,000円、次のページですけれども、3項介護納付金分は4,135万5,000円を計上しております。

事業費納付金は、制度改正によって平成30年度から新たに登場した県への納付金で、いずれも県の算定によりまして各市町に提示された金額となっております。

減少の主な要因としては、県全体において、被保険者数の減少及び医療給付費の減少による医療費の減少を見込んでおります。

続きまして、中段になりますけれども、4款・1項ともに保健事業費として477万3,000円、その下、2項・1目ともに特定健康診査等事業費として2,970万3,000円を計上しております。

ともに前年度比で増加しておりますけれども、これらは令和2年度からの新たな取組を計画しておりまして、保健事業費におきましては、疾病予防として歯科検診の個人負担分を助成することとしております。

また、特定健診等事業におきましては、特定健診未受診者対策として受診勧奨を拡大し実施する予定であります。

続きまして、400、401ページ上段になります。

6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目保険給付費等交付金償還金として1,138万1,000円を計上しております。

これは、令和元年度保険給付費等交付金の精算による返還金ではありますが、増加

の要因は精算に伴う返還金が増加したことによるものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

1 款・1 項ともに国民健康保険税です。

平成30年度の制度改正後の税率等を基に算定しておりまして、令和2年度も税率等の改定はございません。また、令和元年時点の賦課状況を参考にしております。

現年度分の収納率につきましては、特別徴収では100%、普通徴収では一般被保険者分95.0%を見込んでおります。滞納繰越分につきましては、収納率を16.0%として算定しております。

一般被保険者は5,394人を見込み、一般被保険者国民健康保険税として5億1,124万5,000円、退職被保険者等国民健康保険税として34万7,000円、合わせて5億1,159万2,000円、令和元年度と比較し2,384万6,000円の減額となっております。

これは、一般被保険者数の減少及び退職者医療制度の経過措置期間終了に伴う退職被保険者の減少が主な要因となっております。

続きまして、378、380ページ中段ですけれども、3 款国庫支出金・1 項国庫補助金・1 目、説明欄とともに社会保障・税番号制度システム整備費補助金を337万3,000円計上しております。

これは、歳出で御説明した電算システム改修委託料に対応し、国庫補助金を計上するものであります。

続きまして、その下ですが、4 款県支出金・1 項県補助金・1 目保険給付費交付金を23億7,798万3,000円計上しております。

保険給付費等交付金は、保険給付に要する費用等に対し県から市町に支払われるものであり、普通交付金と特別交付金で構成されます。大半の23億3,155万1,000円を普通交付金として保険給付費に充て、残りは特別交付金として保健事業費及び諸支出金に充てますけれども、前年度比で減少の主な要因は保険給付費の減少によるものです。

続きまして、380、381ページですけれども、6 款繰入金・1 項・1 目ともに一般会計繰入金として3億698万5,000円を計上しております。

これは一般会計からの繰入金でございますが、前年度比で増加の主な要因は、保険税軽減額改正による保険基盤安定繰入金の減少及び実績に基づく財政安定化支援

事業繰入金等の減少によるものです。

続きまして、同ページ下段になりますけれども、6款繰入金・2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金としまして、令和2年度は600万円を計上しております。

これは、保険税及び公費の不足分として補うための繰入れでございますけれども、前年度比で減少している主な要因は事業費納付金の当初予算額減少によるものでございます。

続きまして、382ページ下段ですけれども、8款諸収入・2項・5目ともに雑入としまして1,142万7,000円を計上しております。

前年度比で増加の主な要因は、歳出で御説明いたしました保険給付費等交付金の精算に基づく保険給付費等交付金償還金の増加によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

まず、加入世帯と加入者数と1世帯の保険料と1人当たりの保険料についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

予算策定上の人数及び金額を御説明いたします。

まず、加入者数につきましては、今年度、令和元年度当初予算上は5,677人に対しまして、令和2年度当初予算策定上では5,394人としております。

それから、1人当たりの保険料でございますけれども、令和元年度当初予算上では9万4,736円に対しまして、令和2年度9万5,036円となっております。1世帯当たりの保険料につきましては、これは決算上の数字でございますので、今回説明は省略させていただきます。

加入世帯につきましても、このたびちょっと予算編成上では数値を出しておりませんので、同じく省略をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明の中であった——補正のときでもあったんですが、今回もあるんですが、説明があったかも分かりませんが、繰入金の減額が4,300万ありますが、概要予算の国保のところにあるんですが、この減額の理由をお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

一般会計の繰入金につきましては、法律によって定められた繰入基準に基づきまして算定しておりますので、そちらのほうで減少しておりますので減額とさせていただきます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 401ページに直営とあるんですが、これはたしか美東病院のことでしたが、去年は50万でしたかね、ちょっとはつきり覚えておりませんが、昨年との差があるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいま三好委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問は直営診療施設の繰入金のことだろうかと思えますけれども、これは毎年、直営診療施設、本市でいいますと美東病院になりますけれども、美東病院からの申請に基づいて本市でそれを受けまして、本市が国のほうに申請する繰入金ということになっております。毎年度購入するもの、美東病院から申請されるものが変わりますので、主には医療器械、医療機器となっておりますけれども、そちらのほうメニューが変わりますので、それに応じて金額が変わっているというところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。

それから特定健診ですが、この特定健診は全額県からですが、この金額ですけど、特定健診にかかったほどは、県のほうが見てくれるということでしょうか。

それと健診があるんですが、これ1,000円なんですけど——国保の加入者1,000円なんですけど、これ500円にできないものかお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

最初の御質問ですけれども、特定健診は、県からかかったほどもらえるのですかという御質問でございますけれども、お見込みのとおりでございます。こちらは県の補助金として、保険給付費交付金として、かかった分といいますか、実績に基づき交付されております。

それから、その次の御質問ですけれども、特定健診の健診代、こちらのほうは平成30年度まで個人負担分1,000円頂いておりましたけれども、今年度から県費補助ということで全額補助しておりますので、個人負担はゼロ円となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 一緒にお尋ねしたので申し訳ないんですけど、特定健診ではなくて、普通健康診断に行ったときに1,000円で健診を受けるんですが、これはまだ安くなったこと——500円ぐらいになりましたでしょうか。健診料は幾らでしょうか。たしか1,000円出して健診受けてるんですけど、これは500円になるか、無料にはならないのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問ですけれども、委員がおっしゃるのは国保の特定健診の健診料ではないのでしょうか。ちょっとその辺の御説明をお願いいたします。

ここの特定健診であれば、先ほど御説明したように、個人負担が1,000円とか500円ではなくて、無料で受けれるようにはしておるはずですがけれども。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それと、ちょっと何ページか分かりませんが、努力目標っていうのがありましたが、努力目標で納付金が変わってくると思いますが、これについてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいのですが、今委員がおっしゃるのは、保険者努力支援の交付金等によろしいですかね。すみま



せん、ちょっとその辺を詳しくお聞かせください。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません。ちょっと何ページかあれなんですけど、たしか国保で努力目標を挙げられて、その努力目標の中で健康保険に対して基盤安定化を図るとありますが、この中で、国保額の1割を超える規模云々とか、保険者1人当たり201万の財政措置があるとかあるんですが、この金額の算定根拠ですが、これに1人1万円じゃなくて、美祢市の場合はどうなってるのかっていうことをお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 三好委員、もう少し精査されて、執行部が回答しやすい形でお願いしたいと思うんですけども。三好委員。

○委員（三好睦子君） 努力目標についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問をちょっと推測させていただきますと、多分378、379ページに掲載しておりますけれども、県の——4款県支出金・1項県補助金の中で保険給付費等交付金という目がありますけれども、その中の特別交付金の中に保険者努力支援分ということで、予算上749万3,000円計上しております。

多分、こちらのことではないかと推測いたしますけれども、これにつきまして、令和元年度補正予算のところでも少し触れさせていただきましたけれども、こちらのほうは、各市町が国の基準に基づいた疾病予防等保健事業について、県を經由して国に申請したメニューに基づいて予算計上し、予算要求をし、それで実績に基づいて国が当然再検討いたしますけれども、それに基づいて交付されるものでございます。

参考までに、国保の新制度が、平成30年度に新制度になりましたけれども、平成30年度、令和元年度、それから来年度で3年目を迎えますけれども、美祢市につきましても年々、申請メニューは努力して増やしております。

平成30年度は交付金250万程度頂いておりますので、今年度もメニューを増やしておりますので、その場合で五百数十万程度入ってくる予定です。

引き続き、令和2年度もメニュー、それからできる限りの努力、それから医療機関との連携を行いまして増加させておりますので、来年度は749万3,000円となって

おります。

例えば特定健診の受診率等、これを上げることによって、若干金額が増加したりしているところがございます。なかなかこれにつきましては、メニュー事業をやれば頂けるといえるものではございませんので、いろいろと細かい基準、国の基準がありますので、その採点の結果、申請しても頂けないということもありますけれども、できるだけ私どものほうでは努力をして、少しでも金額が、国から交付金を頂けるように頑張っているところがございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。

それで、いろいろな事業で、事業をした結果で、県にも納付金というのがあるんですが、これも影響してくるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

県への納付金って言われるのが、多分事業費納付金のことでしょうか。こちらのほうは歳入でございますので、歳入交付金として入ってくるものでありまして、事業費納付金のほうは、歳出として県へ支払う納付金となっておりますので、直接この保険者努力支援に関する影響はございません。これを頑張ったからといって事業納付金が減るというシステムではございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 特定健診事業について1件お伺いしたいと思いますが、先ほどから言いますように、負担金の1,000円がなくなったということで、平成30年度と比較して受診率というのは上がっておるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの高木副委員長の御質問にお答えいたします。

特定健診の受診率につきましては、ちょっと過去の数字を今手元に持っておりませんが、若干上がっているところがございます。

参考までに、平成30年度の本市の受診率につきましては33.9%で、県内13市の中

では上から2番目の受診率となっております。

県の平均は、平成30年度では28.0%ということで、山口県自体、ちょっと全国の都道府県の中では低いほうではございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、1点だけお尋ねしたいと思います。

379ページです。この中で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として337万3,000円ついております。

これについては、マイナンバーカードにおける、例えば保険証としての代用になる、そういったシステムの補助金なのかどうか、それ以外なのかどうか、この点についてまずお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらのほうでは今言われましたとおり、マイナンバーカードの保険証利用によるオンライン資格確認ということの整備費の補助金でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

私も遅くばせながら、昨年マイナンバーカードをつくりました。それは今後、これで保険証の代わりになるということを知りましたので、こういったカード——100%完璧じゃありませんけれども、いずれにしても保険証の代わりになるということで、マイナンバーカードをつくったわけでございます。

今後、このマイナンバーカードにおきましては、実際保険証として使われる、その進捗状況というものはどうなのか、この点についてお伺いします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

今回、令和2年度で計上しております整備費補助金ですけれども、これはあくまでも、準備の電算改修の補助金ということで経費を上げておりますけれども、国では、令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用に向けま

して——内容を少し御説明いたしますと、マイナンバーカードに搭載されておりま  
す電子証明書を活用して、保険医療機関等で、診療時における被保険者の確実な本  
人確認と資格情報をリアルタイムで確認することができるように、準備を国のほう  
では進めているようです。ですので、各保険者につきましては、その電算上の改修  
を現在行っているというところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 大変よく分かりました。

来年の3月から保険証として適用されるということでもありますので、これをこの  
まま持って行ったら、保険証ということでもいいということですね、来年3月。来年  
3月からということで、そこ最後お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

あくまでも、国のほうで考えられている開始時期が令和3年3月ということでご  
ざいますので、医療機関によって、当然マイナンバーカードに対応できる機械の整  
備が必要となります。ですので、機器等の整備がされている医療機関につきましては  
は計画どおりできると思いますけれども、その辺がどうもまだ足並みがばらばらで、  
まだなかなか進捗していないような記事も目にしておりますので、一応国の構想と  
してはマイナンバーカードを持って行けば、その辺の確認ができるということにな  
っております。

補足の説明をさせていただきますと、令和3年3月以降も現在お配りしている健  
康保険証、国民健康保険証だけに限らず、社会保険の保険証も両方使えるというこ  
とで、国のほうでは考えておられるようです。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 1点だけお聞きをします。

377ページに保険税についての記載があります。

先ほどの説明によりますと、現年課税分については100%の収納を目指してやり  
ますと。過年度分、要するに滞納分ですね、滞納分については相対的に16%と言わ  
れたような気がしたんですが。これ、現年100%目指して皆さん納めていただけれ

ば、この過年度分は出ないわけなんです、項目別に皆それぞれ滞納が出ております。

次の379ページに督促手数料というのが出てきます。24万8,000円なんです、決算で議論すべきことなのかもしれませんけれども、どういうふうな収納対策をしながら、16%程度の滞納分についての徴収率っていうのは高いのか低いのかっていう辺の話をしております。その辺についての担当としての、所管課としての考え方を伺いをします。

要するに、例えば徴収についてもこの文書、文書っていうか、郵送によるような督促とか徴収、その辺で対応しておられるのかどうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの安富委員の御質問にお答えいたします。

まず現年分の徴収率につきましては、100%は、特別徴収におきまして100%というふうにしております。普通徴収では95%ということで考えております。

先ほど言われました滞納繰越分につきましては、収納率16.0%という計上をしておりますけれども、過去の滞納繰越分の調定額につきましては年々上がっております。平成28年度では1億6,400万円、29年度では——すみません。申し訳ございません、訂正させていただきます。

滞納繰越分の調定額につきましては年々下がっております。平成28年度は1億6,400万、29年度は1億5,300万、平成30年度では1億4,200万となっておりますけれども、この滞納——徴収方法といたしましては、この予算計上しております督促手数料につきましては、当然通知に基づく、郵送に基づく督促料を計上しております、そのほかには滞納繰越分といたしましては、収納対策課と情報連携をとりまして以前からやっておりますけれども、滞納者につきましては国保税の滞納だけではございませんので、その辺のもろもろの、その他の税金等の収納状況等、お互いに情報共有いたしまして収納対策に努めているというところがございます、令和2年度も引き続き、その辺の徴収の強化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 要するに、特別徴収で100%というのは先取り、置き取りっていうんですか、当たり前の話で、普通徴収でやはり95%というと、毎年毎年基本

的に滞納者が出てくるよっていうふうな前提になってしまうんですが。

課長言われるように、ほかにも滞納されてる方には、家賃でありますとか、水道料でありますとか、税でありますとか、ほとんどそれは滞納がある場合が多いというふう聞いております。

基本的に、例えば郵送による督促っていいですか、時効の関係もあるのかもしれませんが、それだけではなかなか、お支払いをしていただけるというのは難しいだろうというふうに思っております。決算時期にいろいろ議論するのもいいですけども、予算編成時にやはりきちんと、少しでも滞納分についての努力をしていただきたいと。

以前にも申し上げたというふうに思うんですが、税でありますとか、使用料とかも含めて、特に税の場合は前年度といいますか、前年度の所得とかに応じて、基本的にお支払いをしていただける額に応じて、それぞれ市民が負担をしているということですから、公平性の観点からも努力をしていただきたいということは申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） もう1点ですけれども、徴収事務につきましては、先ほど申しましたように、滞納繰越分につきましては、収納対策課と情報連携をとって強化に努めておるところではございますけれども、まず現在の滞納繰越分といいますか、現年分の収納率を上げないことには、やはり、先ほど安富委員もおっしゃいましたように、また後に滞納繰越分として残るわけわけでございますので、市民課といたしましては、臨戸訪問それから電話によるお話をさせていただいた上で、まず納付相談に窓口に来ていただくという努力をしております。

納付相談に来ていただいて、もういきなりお金を払ってもらってという、こちらからの一方的なお願いではなくて、生活状況の御相談をさせていただいた上で、被保険者の方のいろいろな御相談を受けた上で、今後の特に、まず現年分の納付について、滞納にならないような収納をしていただくようお願いをしているということをやっているところでございます。ですので、やはり現年分の滞納率を下げるということが第一じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 現年分の収納率の上昇に努めているところでございます。  
以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどから話がありましたが、保険証とマイナンバーカードを一緒にする、オンラインでやっていくというシステムがあるということなのですが、マイナンバーカードは紛失のこともあり、ICチップの中には個人情報がたくさん含まれております。大体病院に行くときは具合が悪くて、病院に行ってるときに、そのマイナンバーカードを持ってふらふらというか、紛失の可能性も、リスクもあると思います。このシステムに反対します。

たびたび申し上げるんですが、基金の残高の推移を見ますと、30年度は6億5,700万、令和元年度は7億4,700万、そして令和2年も——概要予算の17ページなんですけど、基金の推移が載っておりますが、これについては7億円が計上されております。それで、こういった理由で反対いたします。

先ほどからも安富委員の言われた税の滞納のことなんですけど、これは、所得に対してあるということなんですけど。

私いつも申し上げてるんですけど、国保の場合は、7割、5割、2割の自動的な軽減があるので、これをしっかりと利用してもらうためには、やはり税の確定申告、今度3月16日まで確定申告が行われるんですけど、これに必ず行っていただいて、昨年の所得の状況とかをしっかりと確定申告で——その制度が利用できるように、確定申告に行ってくださいということも申し添えて、国保の今回の予算には反対を申し上げます。

ちょっといろいろ話を盛り込んでしまったんですけど、反対意見といたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 発言はもうしないとしていましたけど、今回もマイナンバーカード。カードを皆さん、いろいろたくさん持っておられますよね。それで、その

カードをもし廃止したら、もう今の社会というのが現実に生きていけないような時代になっております。何でもかんでも100%完璧じゃありません。

そういった面では、今回もこのシステム化、整備補助金として、ちゃんと保険証も活用できるようなこういった工夫、様々な対応をしておられますので、おっくうですけれども、やっぱり言うべきことはちゃんと言わんにゃいけんですけれども、そういった配慮をしているということで賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これをもちまして休憩に入り、午後1時20分までといたします。

午後0時09分休憩

-----  
午後1時18分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、審査を進めます。

次に、議案第9号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案第9号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を御説明いたします。

本特別会計は、秋吉台地域と広谷地区の良好な自然環境を保全するための地域し尿処理施設を管理運営する会計でございます。

予算書19ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,096万2,000円と定めるものでございます。

歳出から御説明します。418ページを御覧ください。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費508万6,000円、前年比



770万円の減でございます。

減額の主な原因としていたしましては、現在、供用開始後47年を経過しております終末処理場と管路の施設更新をするための事業計画策定を行っておりますが、令和2年度におきましては、PFI等を含めた事業計画の精査をすることとしておりますことから、委託料を減額しております。

次に、420ページを御覧ください。

2項維持管理費・1目処理場管理費1,567万6,000円で、前年比1,000円の減でございます。

右ページ説明欄001、上から3段目、光熱水費を495万2,000円、6段目、管理委託料549万6,000円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、416ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金は前年と同額、2款使用料及び手数料555万円で、前年比23万6,000円の減、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金1,041万9,000円で、前年比707万5,000円の減でございます。

これは、主に歳出で御説明しました委託料の減によるものでございます。

2目観光事業特別会計繰入金476万3,000円で、前年比39万円の減、4款諸収入1項雑入は前年同額でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第10号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計について御説明いたします。

議案は予算書の25ページとなりますが、美祢市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ128万円と定めるものであります。

まず、歳出から御説明いたします。ただいま通知しました予算に関する説明書434、435ページを御覧ください。

1 款住宅資金貸付費でございます。

これは、償還事務に係る経費であり、合計で9万7,000円計上しております。特定財源として、県支出金6万9,000円、諸収入、これは償還金でございますが2万8,000円を見込んでおります。

次に、2 款公債費の元金、利子は、それぞれ簡易生命保険資金償還金であり、元金、利子合わせて88万6,000円計上しております。

また、3 款予備費としまして29万7,000円計上しております。

公債費及び予備費とも、特定財源として償還金を充当するものであります。

続きまして、歳入を御説明いたします。432、433ページを御覧ください。

1 款県支出金・1 項県補助金でございます。

これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額9万2,000円の4分の3の6万9,000円を見込んでおります。

次に、2 款諸収入では121万1,000円を見込んでおり、債権者からの償還金であります。

なお、償還中の対象者は6名であり、徴収においては各債務者の過度の負担にならないよう配慮しつつ償還を促しているところであり、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第11号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の31ページになりますけれども、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,966万5,000円と定めるものでございます。

現行の第7期介護保険事業計画の計画期間最終年度にあたります令和2年度の予算編成にあたりましては、特に大幅な制度変更とかはございませんけれども、まず保険料関係ですけれども、先ほど、介護保険条例の一部改正の際にも御説明しましたとおり、消費税率改定に伴う低所得者への保険料軽減強化の仕組みの完全実施に伴い、第1段階から第3段階までに属する被保険者の方の保険料としての歳入額が減額となるところでございます。

なお、この軽減対策に伴う軽減の見込額は、総額で4,158万5,000円を見込んでおりまして、なお、これに対します国、県、市からの補填の内容としては、国においては2分の1、県と市で4分の1ずつを繰入金として補填を行うものでございます。

また、介護給付費の関係ですけれども、令和元年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬の改定、これにつきましては、国のほうから推計用の指標といたしまして、2.4%の改定率が示されておるところでございます。

これに加えます、令和元年度の給付実績見込みのベースとしまして、直近2か年の給付実績に基づく伸び率、これを約4%を加味して、それぞれ積算しておるところでございます。

それでは、歳出の主な内容について御説明いたします。

まず、450ページから454ページまで、1款総務費・1項総務管理費から3項介護認定審査会費、454ページの上段の表までになりますけれども、ここにおきましては、おおむね前年度並みの予算額となっております。

なお、454ページ中段になりますけれども、4項推進委員会費におきまして、対前年度比168万減の266万4,000円としておりますけれども、これは令和2年度におきまして、第8期介護保険事業計画、計画期間としては令和3年から令和5年度の3か年になりますけれども、この計画を策定することとしております。

この策定支援のための委託料、これが令和元年度予算と比較して減少したことによるものでございます。

次に、2款保険給付費になります。

保険給付費につきましては、454ページから472ページまでにかけて詳細を掲載しておりますけれども、冒頭申し上げましたように、介護報酬改定による影響、また直近2か年の給付実績の伸び率を勘案した積算をしておりますので、対前年度比3,420万8,000円の減、31億6,031万2,000円を計上しております。

保険給付費の傾向といたしましては、要介護度認定の認定率の若干の低下を受けて、要介護1以上の方が利用されるサービスはやや減少傾向、その逆で要支援の方々が複合的に受けられる介護予防サービス、こちらのほうが若干増加する傾向にあります。

また、要介護認定を受けずともサービスを利用できる地域支援事業も若干増加の——決算見込みに比べて増加を見込んでおりますけれども、被保険者の方々の要介護度の重症化の防止、また自立の維持というところの意識の改革が進んでおるのではないかと推測しております。

また、472ページから473ページ、地域支援事業を——詳細を掲載しておりますけれども、地域支援事業におきましても、令和元年度の実績見込み、または直近2か年の動向を踏まえて、対前年度比326万9,000円減、1億5,148万6,000円を計上しております。

歳入につきましては1ページに戻っていただきまして、歳出のほうで御説明しました保険給付費、または地域支援事業費に対する国や県、支払基金、また保険料等のそれぞれの所定の負担割合に基づく額、また冒頭説明いたしました低所得者保険料軽減につきましては、国、県からは一旦一般会計で受けて、市の負担分と合わせ

て一般会計からの繰入金としてそれぞれ計上しております。

しかしながら、なおかつ歳入をもって財源が不足する部分につきましては、介護給付費準備基金の一部477万8,000円を取り崩しまして、それぞれの財源として基金繰入金として充当しておるところでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、説明がありましたが、介護保険料の低下が昨年よりは少なくなってますが、先ほどの標準以下の方の保険料が下がったということが影響しているかと思えます。

その中で、それに対して給付——保険給付ですが、これも下がってるんですけど支出の面ですけど、概要書の16ページ、17ページなんですけど、この保険給付費の低下は理由はなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、歳入のほうの保険料ですけれども、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、第1段階から第3段階に属する被保険者に係る保険料の軽減対策が完全実施されること、これに伴う影響の見込みとしては4,100万円強見込んでいるというふうに御説明させていただきました。

なお、令和元年度におきます保険料の軽減の影響としては約2,200万円ですから、およそ倍ほど——倍額ほどの軽減をまた強化するような形になろうと思っております。

また歳出のほう、特に保険給付費のほう下がっておるところなんですけれども、一応補正予算のほうでもありましたが、特に施設サービス費、特養、老健そして介護療養型医療施設、そして30年度に新設された介護医療院といったところのサービスなんですけども、こちらのほうが令和元年度の当初予算の見込みに対しまして、約1億円程度の不用額が見込まれたところでございます。

ですから当然、今回の令和2年度の予算の積算につきましては、令和元年度の実績の見込みをベースにしておりますので、当然、前年度の当初予算額までには追いつかないというのが、ここに数字として現れているところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどの説明の中で、認定率の低下があったと言われましたが、保険給付の中でこの低下も影響してるということなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えします。

先ほど説明の中で、認定率の低下というところも若干触れさせていただきました。

補足しますと、平成30年3月末の美祢市における要介護度の認定率、要は65歳以上の高齢者を分母として、認定を受けられた方を分子として算出する率ですけれども、こちらのほうが19.1%ほどありました。

しかしながら、令和元年の9月末の数値を見ますと、この認定率につきましては18.4まで落ちてきております。また、この数値につきましては、県平均、全国平均と比べましても低い水準に移行しつつあるというところにもあります。

それとあと、特徴的な数値としましては、要介護認定を初めて受けられる年齢、これも1つの指標として示されているところなんですけども、県、国平均が大体81歳から82歳前後で推移してるところが、美祢市では約1歳上の83歳ぐらいで移行しております。

当然、介護保険サービス、要介護認定が前提となりますので、こういったところの数値が下がってくるということは、当然サービスの提供、サービスを受けられる方も減ってるというところもあります。

また、先ほども地域支援事業のところでも触れましたけれども、元気なお年寄り、高齢者の方々が自主的に体力の維持向上等、それぞれのグループで活動されているのもだんだん活性化してきてますし、そういうところを鑑みれば、全国に比べて元気な高齢者が増えつつあるのではないかというところを今結論に至っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 地域支援事業の予算が少なくなっている、元気な高齢者が多いということなんですけど、それはそれで大変いいことだと思いますが、先ほどの説明の中でありました介護認定で要介護の——例えば要介護1を受けた場合に、ちょっと調子が悪くて、要は再認定とかいうのはできると思いますが、再認定をされた

っていうことがあると思いますが——ありますよね。何件かあったんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、一旦認定申請を出されて、要介護1という認定が下りたとします。それ以降、体調の変化、または疾病等によって明らかに要介護度が上がったんじゃないかというところを受けて、一応、区分変更申請というのをいつでも出せるような制度になってます。

しかしながら、その区分変更申請が令和元年度においてどれくらい出たかっていうのは、今手元に数字がないので御容赦いただければと思います。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます

それで、介護認定者の方は、確定申告のときに申請書——障害者控除対象者申請書、これを出せば、確定申告のときの障害者控除ができるんですけど、これは申請がないとできないんですが、もう要介護になっておられる方っていうのは、当然市のほうで分かっておりますし、それから独居だったら周りの人が気をつけてあげないとできないんですけど、申請をしなくてもこの障害者控除の認定ができるような制度にはならないんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の介護認定を受けられた方の障害者認定というところなんですけども、一応、基本的には制度としては御本人であまり確定申告で必要になるっていうことは少ないんですけども、基本的に、要介護認定を受けられた方を扶養されている御家族の方から申請されることが多いケースがあります。

一応、県内の各自治体においても、そこまで申請を勧奨するようなところまでは行っておりませんし、当面、当然そういった高齢者の方を扶養している方々ですから、元気な方が多いというところもありますので、現状では今そういった勧奨までは考えておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それと、要支援1、2でも介護用品のベッドとか福祉用具が

貸与できないのでしょうか。今のところできませんよね、要支援1、2は。できるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問ですけれども、要支援の認定を受けられた方々の福祉用具貸与っていうところなんですけれども、条件を付して可能になると思います。

軽度者、要は比較的、要介護1以上の方と比べて比較的軽度になるという部分がありますので、そういった方々で、なぜそこが必要かっていう理由書等が必要になります。

その際には、当然介護サービス利用にあたって、ケアマネジャーの方がついておられると思いますので、まずはそちらのケアマネジャーのほうと一旦御相談された上で、本当に必要なものかどうかというところから検討されて、必要であれば手続を取っていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 454ページですけど、居宅介護サービス給付費8億2,324万3,000円です。それで、今回1,784万円低くなってますね。それと、それに対して、施設介護サービス給付が12億5,798万8,000円ということで、前年度に比べても2,774万1,000円低くなってます。

それで今、極力、居宅介護でやっていこうという方針だろうとは思ってますけれども、市としては、居宅と施設介護については、バランス的にはどういった方向で何対何ぐらいの方向で、方針か何かあるのでしょうか。まず、その点から聞いていきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

居宅系サービスと施設系サービスの比率の目標というところだと思うんですけども、特段そういった目標というのは設定しておりません。

特に、施設系サービスにつきましては、市内にある施設系サービスのキャパもありますし、一部の方は周辺の市町の施設を利用されてる方もおられます。

施設系サービスは、どうしてもそういったところの制限というところが発生しま



すし、居宅系サービスにつきましても、現状、今美祢市内で事業を展開されている方々のキャパというところもありますから、そういったところと、当然令和2年度では、8期の事業計画を策定するにあたって、どの程度の需要があるか、その辺のマッチングをきちんと進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美祢市では、若い人たちが結構都会のほうに出られて就職とかして、核家族化がかなり進んでるということで、どうしても施設介護サービスに頼らざるを得ないところもある反面、1人の方であれば居宅で介護を受けたいっていう方、様々と思ってます。

いずれにしても核家族ですから、よそに子どもが出られたら、やっぱり施設に頼らざるを得ないかなという部分もありますけれども、国の方針としては居宅に、どちらかというところと少しでも多く増やしていこうという方針であると思ってますけど、その辺については国からの強い指導というのは最近はないんでしょうか、お伺いします。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思いますが、国のほうから特にそういった強い指導といったものはございません。

また、国がよく使われるキーワードとしては、在宅へというふうに使われます。非常に微妙なニュアンスを持っておりまして、特に医療系からいうと、在宅復帰率といったときには、特養が入ったり介護医療院といった施設系サービスに入所されることも在宅復帰というふうに捉えるところもあります。

その辺もありますので、基本的には御自分の御自宅で、できる限り元気で、介護サービス——居宅系サービスを使っただきながら元気で過ごしていただくことにつなげていきたいとは考えておりますけれども、特段、国のほうからそういった指導というところは現状ございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

それで、453ページで介護認定審査会の業務について489万円ついております。認

定調査等業務でこの費用もついておりますけれども、これはあくまでも、例えば介護認定、新しく認定して要支援1、2、要介護1、2、3と、そういう形で決められていくと思いますけれども、これは、そういった認定——お医者さんとか、地域包括ケアシステムの方々、看護師さん等がおられて、ケアマネがおられて協議して決まっていくと思っておりますけど。

問題は、これはあくまでも市内で——今認定するのは市内在住の方が中心で、市外の——もし住民票がなくて、市外の近隣の施設に入った場合には対象外となるのかどうか、このところちょっと明確に説明してもらいたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

原則として、介護保険の第1号被保険者は、美祢市に住民票を有する方となります。当然、認定審査会のほうも基本的なベースは、美祢市に居住されてる方の認定審査を行うこととなります。

しかしながら、住所地特例という制度がございまして、住民票等を市外に移されるケースもあります。その目的は、例えば特養だったり、市内に特養が空いてないとか、子どもたちが市外におられて、自分たちの近くの施設でという御希望も多々ございます。そういったときには、住所地特例といった形で、住民票を移動されても引き続き美祢市のほうが保険者として、その方々の介護保険に関するお世話をすることとなります。

ですから、そういった本当に美祢市周辺の宇部だとか下関、山口、防府ぐらいまででしたら高齢福祉課で雇用しております認定調査員のほうを派遣しまして、それぞれの施設、特に病院を退院される前に申請を出される方が多々ありますので、医療施設へ派遣して、その場で申請をされた方々の状況を逐一把握した上で、その情報持って帰って、この認定審査会の中で要介護度の決定を行っていくということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ここでそういった質問したのは、例えば美祢市に在住して近隣市の介護施設、または有料老人ホームとか入って、結構リーズナブルな費用で入られる、そういったところで認定がかなり悪くなっていく、目に見えて悪くなって

いるのに、例えば介護は1のまま。特養とか入りたいけれども入れない。実際、歩けない状況でも1のまま。歩行器なんか持っては歩けるんでしょうけど、そういったところを介護の再認定をしてみたいという、そういったこともかなりあるんですよ。

だから、その施設はずっと居てもらいたいから1のままでという思いがあって、そういう意図も働かんわけではないです。だから、そういったところを再度認定していただくためには、今言われたように、こちらから認定をしていただくそういった手続とか何かそういったものというのは何かあるんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども三好委員からも御質問があったんですけども。当初に受けた要介護度——これは要介護1だったというときに、それ以降疾病だとかけが、特に体力の低下等で明らかに要介護度が上がったんじゃないかと思われる際には、そういったときにはいつでも区分変更申請ということができます。

当然、要介護認定が下りれば、1年ないし2年ぐらいの認定有効期間を設定されますけれども、その期間内に、特に体の状況が変わったというときがあれば、そういう区分変更申請はいつでもできますので、そういったところで申請を出していただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この予算に反対いたします。

介護保険は、払うばかりで介護を受ける場合は受けにくいという声もあります。保険料を払っても、利用するとき、その保険料を払っているのにまた利用料がいると。これはどうかならないかという声も伺います。目減りしていく年金の中から——年金からの引き落としなんです、残った年金で暮らしていくのも厳しいとの声があります。

そして、先ほど消費税の影響で基準以下は軽減措置があると言われてましたが、消費税が10%となった影響で、介護保険が高いのではないかと——負担が重いと思います。

それで、基金残高の推移を見ますと、見込残高なんですが、介護保険2億2,000万円あります。保険料を下げべきだと意見を述べて反対意見といたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第11号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第12号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億36万2,000円と定めるものでございます。

まず初めに、山口県における今回の制度の見直しについて御説明いたします。

令和2年度は、次の2点が見直されます。

まず、保険料の改定ですが、後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに見直しが行われ、2年間の被保険者数、医療費等の見込み、また剰余金基金積立金の活用により算定されます。

山口県の保険料は、2年間の被保険者数、医療費等の見込み、また剰余金基金積立金の活用により算定しており、令和2年度、令和3年度の所得割率は10.64%、均等割額は5万3,882円となり、平成30年度、令和元年度と比較すると、所得割率で0.36ポイントの増、均等割額で1,438円の増となっております。

2点目は、保険料軽減特例の見直しでございます。

これは、均等割額の軽減特例を受けておられる方の軽減基準について、基礎控除

額以下で、かつ所得額ゼロ円の世帯は、現在の8割軽減から7割軽減に見直され、また所得があっても、基礎控除額以下の世帯は8.5割軽減から7.5割軽減に見直されるものです。

なお、令和2年度をもって、保険料軽減特例制度は全て終了いたしますが、引き続き、本来の均等割額に係る保険料軽減制度、7割、5割、2割軽減は、令和3年度以降も継続されます。

以上の内容を踏まえ、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、令和2年度の予算を編成しております。

それでは、まず歳出について、主なものを御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費として625万円、前年度比で225万9,000円の増となっております。

これは、自治体クラウドサービス利用料の増加による電算機器借上料の増加が主な要因でございます。

続きまして、下段になりますけれども、2款・1項・1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

これは、後期高齢者医療保険料3億5,835万7,000円をはじめとして、総額で4億9,061万6,000円、前年度比2,701万7,000円の増となっております。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございますが、保険料率の改定及び軽減特例の見直しによる後期高齢者医療保険料の増加が主な要因となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目保険料還付金として205万円、前年度比で40万円の減となっております。

これは、保険料還付実績によるものが主な要因でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。恐れ入りますが、予算書の498ページにお戻りください。

1款・1項ともに後期高齢者医療保険料でございます。合計額3億5,835万7,000円、前年度比で2,783万3,000円の増となっております。

1目特別徴収保険料として2億5,326万5,000円、2目普通徴収保険料として、現年度分、滞納繰越分を合わせて1,509万2,000円を計上しておりますが、これは広域

連合からの通知に基づくものです。

続きまして、3款繰入金・1項一般会計繰入金として1億3,970万5,000円、前年度比で168万6,000円の増となっております。

これは、主に1目事務費繰入金の増加によるものですが、歳出の一般管理費の増加が主な要因となっております。

また、2目保険基盤安定繰入金1億2,177万1,000円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

先ほど説明がありましたように、保険料改定で負担が重くなっております。また、軽減措置の——特例軽減措置などの見直しで、さらに負担が重くなっている予算となっておりますので反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第12号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号令和2年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第13号令和2年度美祢市水道事業会計予算について御説明いたします。

前年度の当初予算は骨格予算としておりましたが、令和2年度の予算は必要経費全てを計上しております。

では、予算書1ページを御覧ください。

まず、第2条業務の予定量でございます。

業務の予定量につきましては、美祢地域におきまして、於福町田代地区の水道未普及地域解消事業が令和元年度に完成し給水を開始したこと、あと美東地域におきましては、令和2年度から十文字工業団地水道供給事業の施設を商工労働課から水道事業として引き継ぐこと等を考慮しております。

では、上の表の計の欄を御覧ください。

1号の給水戸数は1万155戸、2号の年間総給水量は267万4,000立米、3号の1日平均給水量は7,326立米でございます。

次の2ページを御覧ください。

4号主な建設改良事業です。上から、祖父ヶ瀬浄水場硬度低減化施設改修事業3,234万円、上野・秋吉地区水道統合整備事業4億3,570万円、下村地区管路更新事業5,360万円、厚保地区管路更新事業3,020万円、麻生地区豊浦第5配水池築造事業1億7,400万円を予定しております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

水道事業収益は7億7,793万4,000円、内訳としまして、営業収益が4億4,330万4,000円、営業外収益が3億3,463万円でございます。

次に、支出でございますが、水道事業費7億7,557万1,000円でございます。内訳としまして、営業費用が7億3,101万4,000円、営業外費用が4,403万7,000円、特別損失が2万円、予備費が50万円でございます。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、資本的収入の合計は7億7,931万3,000円、内訳としまして、企業債が6億9,400万円、繰入金が3万5,000円、負担金及び寄附金が948万2,000円、出資金が7,579万6,000円でございます。

一方、資本的支出の合計は10億3,602万3,000円、内訳としまして、建設改良費が7億8,132万5,000円、企業債償還金が2億4,469万8,000円、予備費が1,000万円でございます。

上の第4条資本的収入及び支出の条文の括弧書きを御覧ください。

補填財源でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,671万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,858万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,017万9,000円、減債積立金1,874万5,000円及び建設改良積立金1,920万5,000円で補填するものであります。

では、予算の主なものは、前年度と比較しまして予算実施計画書で御説明申し上げます。

予算書の4ページ、5ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、4ページの一番上の行になりますが、水道事業収益の予定額は、前年度と比較しますと1,248万7,000円の減額でございます。

第1項の営業収益につきましては、前年度と比較しますと1,771万1,000円の増額です。給水収益につきましては、業務の予定量で説明しました理由により、3地域の合計で1,878万8,000円の増額の見込みとしております。また、この増額のうち、消費税の影響額が前年度と比較しまして約600万円ほどございます。

次に、第2項の営業外収益につきましては、前年度と比較しますと3,019万8,000円の減額でございます。

次に、支出についてです。次の8ページを御覧ください。

水道事業費の予定額は、前年と比較しますと2,572万4,000円の増額でございます。

まず、第1項の営業費用につきましては、前年度と比較しますと2,720万9,000円の増額でございます。このうち、消費税の影響額が前年度と比較しますと約650万円ほどあります。

8ページから11ページにわたりまして、原水及び浄水費が前年度比較で3地域合わせて580万9,000円の増額でございます。

9ページ目の1目の原水及び浄水費の美祢地域の委託料の説明欄を御覧ください。

こちらは、主にポンプ場運転管理を直接雇用しておりましたが、人材確保が困難なこと、また有資格者を有する業者にポンプ場運転管理業務として委託することによりまして、より安全で安心な水を供給できることから、令和2年度から業者委託に変更することにより、委託料が各地域増額となっております。

続きまして、10ページから17ページにわたりまして、配水及び給水費ですが、前年度比較で3地域合わせて3,908万5,000円の増額でございます。



こちらは主に、委託料、修繕費、人件費の増額によるものでございます。

まず、委託料につきましては、前年度は骨格予算として3地域の漏水調査業務委託料、及び秋芳地域の施設管理台帳作成業務を抑えておりました関係で、今年度は増額となっております。

修繕費につきましては、美祢地域におきまして、量水器取替件数が本年度は多いことから増額となっております。

続きまして、第2項営業外費用です。22ページ、23ページを御覧ください。

本年度予定額は、前年度と比較しますと138万5,000円の減額でございます。

こちらは主に、企業債利息の減額によるものであります。

続きまして、資本的収入及び支出の御説明をいたします。24ページ、25ページを御覧ください。

収入では、一番上の行になりますが、前年度と比較しまして8,576万6,000円の減額であります。

こちらは主に、企業債の減額と、今年度は国庫補助事業がないため国庫支出金を予算計上していないこと、そして3項の負担金及び寄附金の負担金におきましては、前年度は於福町田代地区の工事負担金及び市道改良に伴う配水管布設替の補償金を計上しておりましたが、令和2年度はこれがないので予算計上をしておりません。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。

支出の合計は、一番上の行になります。前年度と比較しまして1億2,583万6,000円の減額でございます。

主に、建設改良費の減額によるものであります。主な事業と事業費は、先ほど御説明いたしました。

補足といたしまして、29ページの上から2行目を御覧ください。

令和2年度は、上野・秋吉地区水道統合整備事業に伴う第4配水池の用地費を予算計上しておりますことを申し添えます。

最後に、予算概要資料の3ページを御覧ください。令和2年度美祢市水道事業予定損益計算書です。

4ページ目を御覧ください。

下から3行目になりますが、この予算によります令和2年度の予定損益は6,769

万円の純損失となります。

また、予算概要資料2ページには、各地域の税抜きでの収益的収支を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 水道事業会計、御存じのように料金の値上げ、改定というのが大きな課題で、どうしてもこの時期をいつにするかっていうのが、今の損益計算書の予定もあるんですが、どうしても赤字が増えていく状況が今あります。

これをいつ頃にするかということですよ。私は基本的には、早くしたほうが——御理解をいただきながらの話なんです、どうしても値上げということになりますから、市民の意見調整とかということもあろうかというふうに思うんですが、そういうふうなことを思っております。

それがまず一つですよ。その辺をどういうふうに——このままずっと長期的にいくわけにはもう絶対いきませんから、その辺が一つ。

それから、去年は田代地区の給水が可能になりました。それで大変いいことだと思うんですが、資本と収益との関係もあると思うんですが、基本的に旧美祢地域にとっては、結構未給水地域というのがあるように聞いてます。私、秋芳町の出身ですから、秋芳町はもう早くから、もうほとんど100%に近い、未給水地域というか、水道が行ってないところは数件しかない、特殊なところを除いてですね。

そういうことから考えますと、今後こういうふうなところに、未給水地域についての対応をどういうふうに考えておられるのかなど。収益との関係もあるんですが、この2点をちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） それでは、安富委員から2点について御質問がございました。

まず1点目の、現在の水道料金の値上げのタイミングということが1点目だったかと思いますが、今年度におきまして、本市におきましては、水道ビジョンの改訂を行いまして、経営戦略を盛り込んだ内容を——盛り込んだというところの中で、令和10年度までの投資財政計画、収支計画も掲載をさせていただいておると

ころでございます。

これによりますと、現在の料金のままでいきますと、令和3年、4年のあたりで補填財源が非常に厳しくなってくるという現状の中で、それをどのタイミングでというところで、私どもといたしますれば、令和3年度、できますれば令和3年度頃に料金の改定を行いたいというふうに考えておるところでございます。

それと2点目の、旧美祢地区の未給水地域に対する取扱いということでございますけれども、本年度、昨年12月に於福の田代地区の供用開始が始まったところでございますけれども、田代地域の水道の供用開始にあたりまして、地域からの御熱心な要請があり、また水道の布設につきましては地元の負担も伴いますことから、そういったことも踏まえて御理解をいただいた上での布設だと、新たな供用開始というふうに捉えております。

先ほど申しましたとおり、水道を布設することに伴いまして新たな負担を各地域の皆様にもお願いをする事業でございますことから、そういったことを踏まえて、要望がございました地域と丁寧な協議を進めながら、供用開始をするのか、今の状態でとどめておくのか、その辺は冷静に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 料金改定については、事業局としての思いがあろうかというふうに思いますから、またほかの委員もいろいろ、特に美祢地区あたりは改定率も、前回の料金統一の件でしこりも——しこりというとおかしいですけれども、そういうところの影響もあろうかと思しますので、いろんな御意見を聞かれた上で、私は早くされたがいい。

早くしたほうがいいっていうのは、例えば今の2件目のことについて局長は、地元から要望があればって、もちろんそういうふうな話にもなるかもしれませんが、人口が減少していく中でのこういう大型の事業といいますか、多く資本を必要とする事業をやるという、投資効率の悪いといいますか、事業をやるわけですから、そういうふうな話にもなるかというふうに思うんですけれども、基本的に地元から要望がなければやらないのか、あるいはある程度調査をして、その水源なりちゃんとしたものがあって、対応できるところは大体めどが立っているのか、あ

るいは白紙の状態で地元からとにかく要望が出てきた時点で考えますよってというふうな姿勢なのか。その辺をもう一度お聞きをしておきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

現在のところ、水道局といたしましては、未給水地区の対応につきましては白紙という状況でございます。

今後でございますけれども、やはり私ども上下水道局ということで、公営企業ということで、幾らかは利益を求めるといふ、そういう対応も必要かと思っておりますので、そういった経営、経済効率といひますか、そういったことも踏まえて考えていく必要があるかと思ひますし、今の私どもの財力でありますと、単独の資産で新しい事業を開始して、それを運営していくということは非常に厳しい状況でございますので、そういったところでは、一般会計との関わりも出てこようかと思ひますので、そういった財政的な部分も前面に捉えまして判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） そのほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この水道事業におきましては、行政サービスとして軟水化の水を祖父ヶ瀬から本管、ずっと秋吉方面まで行っていく、こういったところのサービスをしっかりと行って、大きな投資的経費が出ていたということは御承知のとおりでありますし、また同時に、この料金統一が行われて、美東地域には水道料金が低くなって、秋芳町は大きくは変わらない。美祢は少し上がったという形で経過としてはなっております。

それで、いろいろ多くの行政サービスとしての水、命を守る大事な水です。これを民間のほうにしっかりと任せたらどうかという声もありますけれども、実際もし民間の業者が運営ができなくなったら水が飲めなくなる。簡単に水道事業を任すことはできない。だから市のほうに、しっかりと責任ある公営企業の行政のほうに任せたいほうが、水道局のほうに任せたいほうがいいという声がやっぱり大きくなっていると思っております。

しかし一方で、今回の当年度純損失が6,769万円という形でかなり大きな数字になってきましたね。それで、前年度繰越欠損金4,500万円程度を合わせて、今回は

当年度の未処理欠損金が1億1,271万円、とうとう1億円を超えてしまったという状況です。

今後、料金はできるだけ延ばしていただきたいという声も多々ありますけれども、現実に人口が減って給水量も減ってきてる。なかなかこういった点については、経営をより改善するっていうのは、なかなかちょっと難しいところが見えてきてると思ってます。

それで、当年度純損失だけで6,769万円、これからも今のままであれば、これが続いていくということの考え方か、そういったいろいろ改善しても、この程度のもので発生すると見ていいかどうか、この辺についてまず1点お伺いします。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山委員の御質問についてでございますけれども、先ほど、安富委員の御質問に対しましてお答えいたしましたように、本年度改訂をいたしました水道ビジョンの中におきまして、現在の状況での料金の状態を継続した場合の、ある程度収支予算計画も策定をしておるところでございますけれども、その中にも、やはりこの現在の状況のままの厳しい財政状況ということは、収支計画の中でも見えてくるのではないかというふうに考えておりますので、やはり料金の改定をいずれかのタイミングでしなければこの改善というのは図れない、望めないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） だから、この辺については未処理欠損金が1億1,271万円という形になって、もう立ち行かなくなったということで、料金改定をなかなか言いにくいと思うんです。言いにくいけれども、言わなければいつまでも市民の皆さんの欠損金が増えて負担が大きくなる。そこをどこで決断されるのか。そのところ、1年も先なのか3年先なのか、もうすぐなのか、それだけ逼迫してるという、市民にその辺が伝わりませんので、それだけ大変だということを私は言うていくことが必要だと思いますけれども、そこまで声が届いておりませんので、そのところをちょっと説明願いたいと思います。

○委員長（末永義美君） 岡山委員、先ほど白井上下水道局長のほうから、令和3年度をめどに、上下水道局は料金の改定を考えたいという意見があったりしましたの

で、今の御発言も含めて、今後もう少し簡潔によろしく申し上げます。

○委員（岡山 隆君） 聞き逃しましたけれども、3年をめぐるといふことであれば、それまでしっかりと皆さんに納得いくような形での説明をしっかりとさせていただきたいとこのように思っています。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど岡山委員の発言の中で、美祢も上げられたとおっしゃったんですけど、上げてませんので。美祢地域は上がってませんので、料金を上げてませんよ。（発言する者あり）上げてませんので。その辺は誤解がないように。

それともう一つですね、赤字が出たから安易に料金を上げるのかという、私はその前に、やっぱり経営そのものを見直して、コストを洗い替えていって経営に努力をされた結果、どうしてもとおっしゃるならば仕方がないんですが、やはりそちらのほうが先だというふうに思っておるわけですが、執行部はいかがでしょうかね。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 竹岡委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

料金の値上げということもございますけれども、それは当然のことながら、経費の節減ということもセットといいますか、当然のこととして捉えております。ということで御理解をいただけたらというふうに思います。

○委員長（末永義美君） すみません。私の発言で申し訳ありませんけれども、委員の中にも、今の美祢地区の水道料金が上がった、若干上がった、上がらないという見解の違いがあるんですけれども、執行部におかれてはその辺の御回答というか……。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美東町と秋芳町は料金ということで、下がったということは私申し上げましたけど、美祢地域はちょっと前のことですから、頭の中でわずかも私は100円か上がったかなと思っていましたけれども、上がって——ほぼ上がってないということでしたので、そこら辺の金額の設定——決まったことをもう一度ちょっと確認するためをお願いします。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） それでは、30年8月に料金の値上げの提案をさせていただきました。その際の改定の内容について、誤解のないようにということで、改めて説明をさせていただけたらと思います。

基本的に水道料につきましては、旧美祢地区の水道料金、その前に1市2町が統合した際に、水道料金は3種類の料金の形態でございましたけれども、まず口径別の料金形態に改められたということで、まず口径別の料金に統一されたことと、料金につきましては、旧美祢地域の料金にまとめられたということでございます。

したがいまして、結果的に秋芳地域と美東地域においては料金が下がって、美祢地域はそのままであったということでございますけれども、ただそれは13ミリと20ミリ、この小口径の家庭用で主に使われる口径の水道料金については据え置きと、それ以上25ミリ以上の口径につきましては料金が上がっておるところで御回答させていただけたらと思います。

○委員長（末永義美君） 分かりました。ありがとうございました。

では、そのほかに質疑はよろしいでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 例えば、大きな企業とか50ミリの口径を使いますので、そういったところは実際大きく上がってきたということですね。一般の方には、変わってないということですね。了解しました。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほど忘れてたところがあるんで、単純に分かれれば。今美祢地区で給水戸数が6,280戸というふうに書いてあるんですが、単純でもいいですから、あと未給水戸数がどれぐらいあるかというのが分りますかね、分かれればお示しください。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 安富委員の御質問ですけれど、資料的にはちょっと古いのかもしれませんが、平成27年に、水道未普及地域解消計画というのを水道のほうがつくっておまして、その際の未普及の人口ですけれど、未普及の対象人口が2,100人程度です。

それに対して、その後於福下地区と田代地区を水道施設整備しまして開所しておりますので、ざっと1,500人程度になるのかなっていうふうに考えておりますので、1世帯3人までいかないんですけど、今2.何人ぐらいですから、そういう千数百世帯という換算になろうかと思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号令和2年度美祢市下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 議案の説明に入ります前に、さきの本会議におきまして竹岡議員より御質問いただいておりますので、その答えのほうをさせていただけたらと思います。

このたびの御質問の趣旨は、令和2年度当初予算に計上しております下水道ストックマネジメント実施設計業務4,629万7,000円について、平成30年度に実施した公共下水道事業ストックマネジメント基本設計業務支出額2,876万7,000円と比較して高過ぎるのではないかと、金額が本当に妥当と考えているのかという御指摘。

それともう1点、公共下水道事業におけます事業量について、使用戸数が増える一方で、年間使用水量が減少する傾向が見られているが、この傾向は今後も続くと考えているのか、この2点だったかというふうに考えております。（発言する者あり）

まず、前段についてですけれど、現在下水道事業につきましては、国の制度による長寿命化計画に基づきまして施設の改築更新を行っておりますが、令和2年度では施設だけではなく、管路も含めて包括的に点検調査を実施し、計画的な維持・修繕及び改築事業の基本方針を定め、今後50年間の施設管理の最適化を図るストックマネジメント計画への移行が予定をされており、本市におきましては、平成30年度と令和元年度の2年間でストックマネジメント基本計画の策定を進めているところでございます。

今回御指摘でございました平成30年度事業につきましては、処理場とポンプ場を



対象とした基本計画でございまして、さらに、本年度では管路施設を対象とした基本計画業務5,988万2,000円、並びに管路台帳システム業務1,717万1,000円を実施をしているところございまして、これらを合わせて完成品となるものでございます。

一方、令和2年度に当初予算に計上しております下水道ストックマネジメント実施設計業務4,629万7,000円につきましては、この基本計画に基づく実施設計業務として、優先順位の高い施設から処理場及びポンプ場の更新に伴う実施設計や管路調査実施設計を行うものでございまして、令和3年度以降に実施計画に基づいた処理場及びポンプ場の更新管路調査を行い、施設管理を進めていく予定としておるところでございます。

なお、これらの業務の積算にあたりましては、日本下水道協会の標準歩掛を使用し、確認を行いながら進めておるところでございます。

したがいまして、金額については適切であるというふうに考えております。また、契約の執行方式につきましては、指名競争入札を予定をしておるところでございます。

次に、公共下水道事業におけます今後の事業量の見込みについてでございます。給水人口の減少に加え、使用者の節水意識の向上や節約型器具の普及、また飲料水の購入等が原因で上水道の有収水量が減少する傾向が続いております。今後も同様に推移していくものと推測をいたしておるところでありまして、下水道につきましても、上水道の影響を大きく受けますことから、御指摘のとおり、今後も減少傾向が継続するものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 続いて、議案の説明のほうをよろしく申し上げます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第14号令和2年度美祢市下水道事業予算について御説明をいたします。

令和2年度からの予算は、農業集落排水事業を特別会計から公営企業会計に移行し、今までの公共下水道事業会計と合わせまして美祢市下水道事業会計としての初年度の予算となります。

では、予算書1ページを御覧ください。

まず、令和2年度の業務の予定量でございます。第2条を御覧ください。

第1号下水道使用戸数は、公共下水道事業につきましては3,964戸、農業集落排水事業につきましては900戸、全体で4,864戸でございます。

第2号年間処理水量は、公共下水道事業につきましては89万7,000立米、農業集落排水事業につきましては24万8,000立米、全体で114万5,000立米でございます。

第3号1日平均処理水量は公共下水道事業につきましては2,457立米、農業集落排水事業につきましては678立米、全体で3,135立米でございます。

第4号主な建設改良事業は、公共下水道事業につきましては、下水道ストックマネジメント実施設計業務4,629万7,000円、農業集落排水事業につきましては、汚水処理施設の地域再生計画に基づく別府農業集落排水施設更新工事1億4,300万円でございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の御説明をいたします。

収入は、公共下水道事業収益としまして、営業収益1億5,540万6,000円、営業外収益4億94万6,000円、合計で5億5,635万2,000円計上し、農業集落排水事業収益としまして、営業収益4,225万1,000円、営業外収益2億1,357万5,000円、特別利益14万7,000円、合計で2億5,597万3,000円計上し、これにより収入総額は8億1,232万5,000円でございます。

一方、支出は、公共下水道事業費用として、営業費用4億9,896万8,000円、営業外費用3,939万5,000円、特別損失1万円、予備費100万円、合計で5億3,937万3,000円計上し、農業集落排水事業費用として、営業費用2億2,529万6,000円、営業外費用1,317万8,000円、特別損失166万円、予備費30万円、合計で2億4,043万4,000円計上し、これにより支出総額は7億7,980万7,000円となるものであります。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

第4条資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、公共下水道事業では、企業債1,500万円、補助金2,200万円、出資金1億6,614万4,000円、受益者負担金228万5,000円、その他負担金1,000円、合計で2億543万円計上し、農業集落排水事業では、企業債7,760万円、補助金6,435万円、出資金2,734万3,000円、受益者分担金21万9,000円、合計で1億6,951万2,000円計上し、これにより収入総額は3億7,494万2,000円でございます。

一方、支出につきましては、公共下水道事業では、建設改良費6,616万2,000円、企業債償還金2億4,866万2,000円、予備費100万円、合計で3億1,582万4,000円計

上し、農業集落排水事業では、建設改良費 1 億4,715万円、企業債償還金6,228万3,000円、予備費30万円、合計で 2 億973万3,000円計上し、これにより支出総額は 5 億2,555万7,000円でございます。

ここで、第 4 条の本文の括弧書きになりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億5,061万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額999万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億4,062万3,000円で補填するものであります。

次に、第 4 条の 2 の特例的収入及び支出であります。

こちらは、令和元年度の農業集落排水事業特別会計におきまして、3 月末で打切決算をした際の未収金及び未払金の見込額を定めるものであります。未収金を 1,951万4,000円、未払金を1,478万2,000円とするものであります。

では、予算の主なものにつきまして、前年度と比較して予算実施計画書で御説明を申し上げます。

なお、農業集落排水事業につきましては、令和 2 年度からの予算でありますので、前年度予算はありませんことを先に申し上げておきます。

予算書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入は、第 1 款公共下水道事業収益の予定額は前年度と比較しますと2,610万9,000円の減額でございます。このうち、営業収益は前年度比較で235万8,000円の減額、営業外収益は前年度比較で2,375万1,000円の減額でございます。こちらは、他会計補助金から消費税還付金におきまして減額となっております。

第 2 款農業集落排水事業収益につきましては、2 億5,597万3,000円です。

こちら収益の中に、第 3 項特別利益14万7,000円がございますが、こちらは、令和 2 年度に——令和元年度の農業集落排水事業特別会計の消費税の申告を令和 2 年 4 月以降にいたします消費税還付金の見込額として予算計上しているものであります。

次に、支出について御説明いたします。

予算書 6 ページ、7 ページを御覧ください。

第 1 款の公共下水道事業費用は、一番上の行になりますが、前年度と比較しますと1,110万8,000円の減額でございます。

第1項の営業費用は、前年度比較で30万円の減額でございます。

こちらは、管渠費につきましては、前年度は管渠テレビカメラ調査業務を行いました。令和2年度は予定しておりませんので、その分の減額となっております。処理場費につきましては、主に動力費の増額を見込んでおります。

続きまして、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

減価償却費につきましては、主に浄化センターの更新事業完了に伴う増額でございます。

第2項の営業外費用は、前年度比較で1,080万8,000円の減額でございます。

こちらは、企業債利息、雑支出ともに減額となっております。

雑支出の減額につきましては、前年度は浄化センターの更新事業に伴う不用品売却原価と不用品売却損及び国庫補助金返還金を計上していたことによるものであります。

続きまして、第2款の農業集落排水事業費用につきましては2億4,043万4,000円でございます。

第1項の営業費用は2億2,529万6,000円です。

内訳としまして、管渠費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費を計上しております。このうち、14ページの減価償却につきましては、特別会計までの期間は減価償却をしたものとみなしておりますことを申し添えます。

第2項の営業外費用は1,317万8,000円であります。

内訳としまして企業債利息、雑支出を計上しております。

第3項の特別損失としまして166万円を計上しております。

こちらは、過年度分使用料に係る欠損金を処理するための貸倒引当金が、まだ当初なのでないことによります過年度損益修正損、そして令和2年度分に充てるべき賞与及び法定福利費引当金繰入額がないため、その相当額をその他特別損失として予算計上したものであります。

続きまして、資本的収入及び支出を御説明いたします。

資本的収入及び支出の金額及び主要な事業と事業費は、予算書第2条及び第4条で御説明しましたので、それ以外を補足説明いたします。

予算書の19ページを御覧ください。

公共下水道事業につきましては、上から6行目の工事請負費を御覧ください。そ

の説明欄に、美祢団地地区枝線管渠布設工事としまして1,479万5,000円を予定しております。

次に、令和2年度の損益計算書でございます。概要説明資料の3ページを御覧ください。

下から3行目になりますが、当年度純利益が2つの事業を合わせまして2億2,052万6,000円になる予定でございます。

なお、予算書34ページに公共下水道事業と農業集落排水事業のセグメントごとの損益等を記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります——すみません、訂正させていただきます。

当年度純利益が2つの事業を合わせまして2,252万6,000円になる予定でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分ほど休憩いたします。

午後2時55分休憩

-----  
午後3時05分再開

○委員長（末永義美君） 委員会を再開いたします。

次に、議案第15号令和2年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執

行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 議案第15号令和2年度美祢市病院等事業会計予算について説明させていただきます。

予算書では、令和2年度の業務予定量を第2条で定め、これらの業務予定量の見込みに基づき算定した収益的収支を第3条で、そして、資本的収支を第4条で定めておりますが、予算概要説明資料の1ページ、2ページにこの予算の全体を一覧表で取りまとめておりますので、これを用いて説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページの左側、美祢市立病院の列を御覧ください。

右に前年度決算見込みが、先ほど御説明した3月補正の内容と一致します。そして左、本年度とありますのが、令和2年度当初予算となります。

まず、1業務予定量の③1日平均入院患者数の行と、⑦1日平均外来患者数の行を御覧ください。

入院患者数を1日平均で118.4人、決算見込みと比較しますと9.8人の増、外来患者数は各診療科、透析合わせて1日平均で167.0人、決算見込比10人の増を見込んでおります。

病院収益の中心である入院収益、その中でも特に主体となる一般病床の1日平均入院患者数について、一般病床10対1ですが、10対1病床46.6人と、決算見込比4.8人の増加目標としており、医療機関からの紹介を通じた入院患者増を目指しております。

また、地域包括ケア病床26.1人と、決算見込比2.9人増加を目指しております。

これは、この病床は、高齢の患者さんが家に戻られたり、施設に入られるにあたり退院を急いでいただくことがないようにできる病床であり、病床運用の熟度が上がってきていることから、現状でも地域包括ケア病床30床に26人から30人入院されておられる、そういったことから、達成可能な数字ではないかというふうに考えております。なお、療養病床が2.1人増加というのは、ここでは、現在の療養病床49床を前提にしております。

療養病床については、現在の25対1を20対1にする必要があり、どのような病床数にしていくかという問題があります。仮に、20対1で病床数を絞る場合であっても、入院単価増と看護師配置の現状維持によって、現在よりも収益が上がる条件になると考えております。

外来患者については、紹介を経由する患者、あるいは小児科のこま数が昨年12月から2こま増えたこと、総合診療専門医の外来が週に1回となっており、市内の診療所にはない外来窓口として周知し、患者増につなげていきたいと考えております。

このような患者数増加見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、画面の真ん中ほどになりますが、2の収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は21億5,787万5,000円を計上しております。

一方、総支出については21億5,207万6,000円とし、当年度純利益については579万9,000円としております。

次に、1ページの美祢市立病院の横の美東病院の列を御覧ください。

まず、1業務予定量の③1日平均入院患者数と⑦1日平均外来患者数の行であります。

入院患者数を1日平均で88.3人、決算見込みと比べて3.7人の増、外来患者数は1日平均で121.5人、決算見込比で5.4人の増を見込んでおります。

美東病院にあつては、入院外来ともに紹介患者数の伸びをさらに促進したいというふうに考えております。

このような患者数増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、2収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は15億1,741万9,000円を計上しております。

一方、②総支出については14億8,607万6,000円とし、③当年度純利益については3,134万3,000円としております。

次に、グリーンヒル美祢についてであります。介護老人保健施設の列を御覧ください。

まず、1業務予定量の③1日平均入所者数の行と⑦1日平均通所者数の行であります。

入所者数を1日平均で64人、決算見込比で2人の増、短期入所者数は4人、通所者数を19人と見込んでおります。

現在、市外病院を含めて他病院からの受入れを進めているところでありますが、これを軌道に乗せたいというふうに考えております。

このような入所者数増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、2収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は4億355万4,000円を計上しております。

す。

一方、総支出については4億241万3,000円とし、当年度純利益については114万1,000円と置いております。

次に、訪問看護ステーションについてであります。2ページの訪問看護ステーションの列を御覧ください。

1 業務予定量の⑦1日平均外来患者数の行であります。

訪問者数を1日平均で24.1人、決算見込比で4.5人の増を目指しております。

手法といたしましては、ケアマネジャーや看護師を通じた医師への訪問看護の必要性の伝達と、そこから医師の訪問看護の指示がより円滑に行われることによって、訪問者数を高いレベルで安定させたいというふうに考えております。

このような患者数増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は5,221万6,000円を計上しております。

総支出については5,206万円とし、当年度純利益については15万6,000円と置いております。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収益的収支、総収入の行、2ページの右側の本年度計の列に収入総額を41億1,642万4,000円、その3つ下、総支出の行に支出総額を40億7,798万5,000円としております。

これを差引きした結果、美祢市病院等事業会計全体における当年度純利益を、その下の行、税込みの3,843万9,000円、当期これを目指しております。

これを、令和2年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書に位置づけますと、下のほうになりますが、5 損益計算書の③当年度純利益の行に記載のとおり、税抜きの3,756万8,000円となり、その下の行、前年度繰越欠損金10億987万円と差引きした結果、さらにその下の行、当年度未処理欠損金9億7,230万2,000円と見込んでおります。

続いて、資本的収支について御説明いたします。

一覧表の3 資本的収支の①収入の行について御説明します。

美祢市立病院が1億6,527万円、美東病院が1億6,864万9,000円、介護老人保健施設が5,133万8,000円を計上しております。

続いて、支出の行についてです。

市立病院が1億5,783万6,000円、美東病院が1億7,987万1,000円、介護老人保健



施設が3,805万4,000円を計上しております。

あと、予算書の43ページに細目を掲載しております。

建設改良工事費、これについてはナースコールシステム更新工事、これは市立病院のほうです、3,476万円。資産購入費については、市立が採血管準備システム660万円、生体情報モニター429万円、美東については、上部消化管汎用ビデオスコープ387万2,000円等に要する経費を計上しております。

以上の結果、収入総額3億8,525万7,000円、支出総額を3億7,576万2,000円とするものであります。

資本的収支については以上です。

これをもちまして、議案第15号令和2年度美祢市病院等事業会計予算の説明を終わります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明がありましたかどうか、20ページなんですけど、損益計算書ですかね、20ページ——貸借対象表でしたかね。この中で、研究研修費っていうのがありますが、昨年と増加しているのでしょうか。

看護師のキャリアアップとかの資格とか、それから認定看護師とか、介護ケアの広がりや質の向上とかで診療報酬の加算ができると聞いたのですが、以前に12月議会でしたかね、お尋ねしましたら、研修にはしっかりと力を入れていると言われましたが、この金額がどうなのかなというお尋ねをいたします。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 本日、研修費に関する予算の資料の内訳は持ってきておりませんが、一般の私ども事務職よりは、はるかに日進月歩で進歩する医療の世界についていかにちやいけないうことで、事務のほうから見る限り、県内出張、そして県外出張も、私どもの看護師は積極的に出向いておりますし、その出張費用、研修参加費について病院側が出してくれないというクレームは、少なくとも両事務長の耳には入っていない状況です。

積極的に出向いておりますし、病院側もそこについては、通常業務忙しい中、何とか時間をつくって行こうとする、土曜、日曜の研修も多いという中で、そこにつ

いては病院側も心情的に応援しているという状況でございますので、厳しい状況があるっていうのは、私どもにも議員の耳にも入っていないかと思えます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 予算の概要の1ページなんですけど、真ん中より下なんですけど、委託人件費とありますが、病院の入院患者とか、大きな支えとなっている看護助手の身分とか労働条件が気になるところですが、委託人件費を含んだ比率とかありますけれど、労働条件とか身分とかはどうなっているのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 恐れ入ります、今委託のっておっしゃいましたか。御質問されている対象の職種は何でございますでしょうか。

○委員（三好睦子君） すみません。2件聞きたいんですけど、まず看護助手の身分がどのようになっているのか、労働条件がどうなのかと思ったのです。

それと、業務委託の委託料はどこを見ればいいのかと、この2点についてお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 失礼しました。三好委員の御質問でございます。

今、2点御質問がありまして、明確にすぐに認識できるのが1点目のみなんですけど、看護助手は、今年度までは一般的な言い方でいいますと臨時職員ということでございますが、年度が変わりますと会計年度任用職員という位置づけになるかと思っております。

それと2点目が、概要説明資料における1ページ目、2ページ目において委託はどこに位置づけられるのかというお尋ねでしょうか。委託は、この1ページ、2ページ目でいいますと総支出の中に含まれます。大きい2番の②でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 概要書の2番っていうことですか、業務委託料がどこにあるのかなと思ったので、ほかのところがあれば教えていただきたいと思ったんですが。

○委員長（末永義美君） 古川市立病院事務長。

○市立病院事務長（古川和則君） 三好委員の質問にお答えします。

この表の中でいきますと、まず看護助手の費用につきましては、委託料も含めて

看護助手につきましては、賃金ということで払っておりますので、2の収益的収支の欄の②の総支出、その中に全部含まれております。

あと、別に委託料につきましても、総支出の中に含まれていまして別段では計上しておりません。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員、よろしいですか。ほかに質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 令和2年度の美祢市病院等事業予定損益計算書で、あくまでも令和2年度の予定損益計算書では、様々な改革で進められて、当年度純利益は3,759万8,000円、これを出していこうということであります。

それによって、前年度の繰越欠損金10億がまた9億に、9億台に戻ったということで、これ以上絶対10億に上がらないような形でこのまま維持していけば、10年とか高齢者も増えていくということで、入院患者もそんなに減らないし、ずっと維持ができるかなど。2つの地域医療として存続できるんじゃないかという、一筋の光の筋が見えてはくるんですけど、この改革がまだまだ進めていかれんといけんなど、なかなか解決方法が難しいと思います。

先ほども出ましたけど、美祢市の自治体の地域医療を守っていただきたいと思えますし、その分、急性期の方が慢性期で美祢に帰ってくる地域包括ケアの医療、割合に医療単価が高いですから、そののところを、美祢市も地域で何とか地域医療を守っていききたいんだという思いで、日赤もそうですし、あと労災とか医大、逆に競争相手かも分かりませんが、そういったところも、急性期を何とか、地元的美祢市の方に対しては、本人の意向が強くないといけませんけれども、美祢として受け入れていきたい、そういう思いの流れを高橋病院事業管理者のほうで新たにをつくっていただければ、またこういったところの収支が上がってくるんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 午前中、先ほど岡山委員から御質問がございましたけど、とにかく市立病院、美東病院に患者さんを返してもらって、こちらで治療、入院治療したいというふうに思っております。

そのためには、市立病院、美東病院も市民が受診したい病院ということ、これ

はもう第一目標っていいですか、当然のことなんですけど、それをモットーに今から職員に徹底させて、それを遂行したいというふうに思っております。

一つは意識改革みたいな形になりますので、職員がやはり市民のための病院ということを確認して、そういう姿勢で今後病院を市民のために働きたいと、働いてもらいたいというふうに思っております。

それと一つ、少し何名か——ちょっとおかしいですけど、風評被害といいですか、たまたま救急を何かの事情で断ったということが、今後もあるかもしれませんが、これは何か受け入れられない事情っていうのを、もうちょっと詳しく市民の患者さんのために説明して、受け入れられない理由を患者さんが納得していただけると、風評被害というのではないと思うんで。

先ほど、岡山委員が病室に案内してくれたということをおっしゃっていただきまして、市立病院も美東病院も昔とは変わったと、良くなったということをご希望、議会とかこういう委員会で皆さんに言っていただければ、市民も安心するんじゃないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 先ほどの三好委員の看護師の給与に対するお尋ねがありました、ちょっと資料別ページになりますが、予算書32ページのほうに具体的な給与費、あるいは看護職の職員の人数を記しております。

32ページの費用の中の1番の給与費でございますが、看護職給というところで4億4,419万8,000円という記載をしております。

右横の説明欄ですが、ちょっと行が1行下になるんですが、看護職両病院合わせて115名と、会計年度任用職員——それぞれの病院における看護師の会計年度任用職員の実数を——予定数を記載しております。この32ページで御説明するべきだったかなと思って訂正いたします。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 高橋病院事業管理者が説明されました。

それで、当然患者に対する医療行為もしっかりとやっていくことは当然重要であり、大事なことでありますけれども、それに寄り添う家族もいますよね。だから、その家族に対してもやっぱり、患者さんと同じように誠心誠意接して対応していくことが、私はそういった患者以外に、家族もその姿を、医者または看護師を見てい

るんですよ、しっかりと。だから、そういったところもしっかりと、温かい対応というものを、山口県でどこにも負けないぐらいの対応、本当に遠い所から患者さん来られて温かく迎えていくような、こういった心根で対応していけば、私はだんだんと変わってくるのではないかと考えておりますので、地道な行為かも知れませんが、その点をしっかりとお願いをして、一段と今高橋管理者が言われたような、一段の改革を進めていただきたいことをお願いします。意見かも知れません。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと外れるかもしれませんが、新美祢市の病院改革プラン、病院の役割だとかそういうことについては触れてあるんですけど。

これは例え話なんですけど、例えば美祢線を廃止しようとなったときに、それは困ると、でもあなたは乗ったことがありますかと言ったら、ほとんどの人が乗ったことはないとおっしゃる。

私病院も一緒だと思うんですね。この市立病院の改革プランの中に、我々も含めて、市民がどういう役割を果たしていかなくちゃいけないかというのは一言も触れてないんです。

やはり、おらがまちの病院だと先ほど岡山委員がおっしゃったけど、これがもう10億円超すと大変だねと、こうおっしゃるんですけど、じゃあなくなったときにどうするのか。赤字補填を最終的には誰が責任を持つとか言ったら我々市民なんですよ。

ですから、その辺のこの改革プランの中に、我々市民の役割はいかなものを果たすべきかっていうのも、一言ぐらいあっても、私はいんじやないかなっていう気がしてるんですよ。

この最近、議会が——私も含めてですが、病院に対して非常に批判的なことは申し上げました。ですが、一生懸命こうして改革プランをつくられて取り組もうとされてますんで、これも広く市民の皆さんに理解していただいて、おらがまちの病院を自分たちで守るんだという意識の醸成をどのようにやっていくのかっていうのも、ぜひ織り込んでいただいて、取り組んでいただきたいな、また我々も一緒になって取り組んでいかなくちゃいけないなというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（末永義美君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 御質問にお答えしたいと思います。

今の御質問の市民を巻き込んでというのは、非常に重要な視点でありまして、私どもは、高橋管理者が以前、これは9月議会であったか12月議会であったかですが、御質問にお答えして、問題点として、市立病院の医療提供の在り方であるとか、連携あるいは接遇とか、そういった問題が一つあることと、あともう一つは、市民の大病院志向であるとか、専門医志向という問題があるというお答えをしたことがあると思うんです。そういう問題意識というのは持ってございまして、実のところ、このプランにどこまで書き込むかといったそのときに、まず病院でできることは、主だったものは書いていこうという、そういう考え方でまとめております。

病院の——病院経営の今後の方向性のところで、来年度いっぱいでもとめる選択肢になるもの、その選択肢の中の重要なこととして、要素として、結局市民の方が、この病院を本当に、それぞれ2病院をどういう形で置いておきたいのかというところにかかなりの程度依拠するといえますか、そこが決定的なところになっていくだろうと。そういったことも踏まえて、選択肢をお示しする中で議論していただきたいというふうに思っております。

我々としては、病院はおっしゃるように単独で存在するわけではなくて、美祢市の皆さんに支えられてある存在でありますので、そこをどういう形で皆さんにお願いするか、あるいはどういう形での条件であれば、この病院、それぞれの行く末が決まっていくかといったところを、それも含めた選択肢の中身としたいというふうに思っております。

それは、少ししっかりした考え方に基づいて構築しなければならないので、ここでは少し、病院の——本当に病院に絞って書いて、今後黒字化することが少なくとも両病院10年と言わず、ずっと続いていくにあたっての、両病院が存続するにあたっての必要な必須の条件になってきますので、そこを押さえた後の議論というふうな形で整理したということでございます。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。それでは、ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第31号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。

これは、令和2年4月1日から、山陽小野田市が公平委員会の事務を山口県市町総合事務組合で共同処理する団体に加わること、また会計年度任用職員制度の施行により、臨時職員と記載されている部分が会計年度任用職員となる文言の修正等に伴い、山口県市町総合事務組合組合規約を変更することについて、県内地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号普通財産の貸付けについてを議題といたします。本件に

については、安富委員は、地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので、退場を求めます。

〔安富法明君 退場〕

○委員長（末永義美君） それでは、議案に対しての説明を求めます。市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） それでは、議案第32号普通財産の貸付けについてを御説明いたします。

平成31年2月24日に設立した秋芳町嘉万全域をエリアとする農事組合法人嘉万八千石より、令和5月9日付で、当該農事組合法人エリアのほぼ中央に位置する、平成30年3月に閉園した旧嘉万保育園園舎を拠点事務所として利用したい旨の要望書が市長宛てに提出されました。

平成2年に厚生労働省の補助事業により建築された園舎は、処分制限期間が残っていることから、有償譲渡、有償貸付けの場合、残処分年数に応じた額を国へ納付する必要があります。

しかし、建物を無償貸付けする場合には、報告することで包括承認事項に該当し、転用による財産処分が行われることとなっております。

なお、美祢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、他の地方公共団体、または公共的団体において公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するときに、普通財産の無償貸付けまたは減額貸付けできると定めてあります。

しかし、農事組合法人嘉万八千石は営利団体であることから、無償または減額貸付けの団体には該当いたしません。関係部署で協議を重ねた結果、園舎を農事組合法人嘉万八千石に貸し付けることは、農業振興や地域活性化に十分寄与できると考えられる上、園舎を無償貸付けすることで、国への納付に関する条件もなくなることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、普通財産を無償で貸し付けることについて、市議会の議決を求めるものであります。

なお、土地については、園舎及び周辺の1,293平米を、美祢市普通財産貸付に関する施行要綱第4条の規定に基づき算定した16万983円を年額の貸付金額としております。

また、貸付期間につきましては、美祢市普通財産貸付に関する施行要綱第3条第1項の規定に基づき、3年以内と定められていることから、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としております。



よろしく御審議願います。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねをするんですが、学校それから保育園、こういうものが公共の建物が次々に空いていくんですね。基本的には、これらの財産をどうするかという基本方針は市で定めてあるんですか、ないんですか。その辺をお尋ねしたいと思うんです。

○委員長（末永義美君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

現在、小中学校跡地利用に関する基本方針並びに公共施設跡地利用に関する基本方針を企画政策課で今年度中にまとめることとしており、今までに関係課で数回協議を重ねておりまして、今年度中にはある程度、基本方針が固まるものと認識しております。

以上です。

○委員（竹岡昌治君） 分かりました。

例えば、今年度起きたことなんですが、本郷小学校のことについて、4回も住民監査請求が出たんです。そのときに、我々監査委員も今おっしゃったような学校、保育所も含めて、空き地利用をどうするかという基本方針を決めてくださいということは、執行部のほうに常々言っていたわけですが。

今回は、土地は議会の承認がいらんから、かけてなかったと思うんですが、建物を無償とした理由、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

無償とした理由につきましては、冒頭説明いたしましたように、有償貸付けや有償譲渡の場合には、補助事業で建てました園舎の処分制限年数が残っておることから、国への補助金の返還が必要となるということと、併せまして、有償貸付けとした場合には、建物の修繕は基本的には市のほうが行うわけでございますが、現在の園舎につきましては、建物本体につきましては主な修繕が必要な箇所がないものでありますが、浄化槽がかなり老朽化しておりまして、修繕にかなりの額を要するというふうな見積りが出ておりまして、借受け予定であります嘉万八千石の方

と協議したところ、浄化槽を修理しても、その後の維持管理費がかかるということから、近くに公民館等の施設があるということ、あるいは隣接する他の農業法人では、レンタルの簡易型のポータブルトイレを設置しておられること等を踏まえまして、旧嘉万保育園の浄化槽は休止ということで、利用されないということで協議が整っております。

それから、当たり前に、普通財産の貸付に関する施行要綱どおり貸付料を算定した場合に、建物が鉄筋コンクリート造であるということから試算しますと、年額の貸付料が300万円を超えるということでございます。実際に、300万円という金額は地元の団体では到底支払いきるものではないということで、その金額は、実際には貸付けには合意には至らないということ。

それからもう1点、最後ですが、建物の貸付料を無償とする、併せて土地代は頂くわけですが、そのことによりまして、未利用地であった場合には市がその間、施設等の維持管理をするわけですが、その経費がかからない。

現在の試算では、草刈りあるいは剪定等で20万円を超えるお金が必要となってくるわけですが、その経費が地元の組合さんのほうでやっていただけるということは、市にとってもそれなりのメリットがあるということ等々、総合的に判断いたしまして、関係課で協議の結果、建物については無償で貸し付けるという方針に至ったところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 分かりました。

確かにおっしゃるとおり、本郷小学校の場合も、監査をやらせていただいてよく分かったのは、維持管理費が相当要る、それから浄化槽の問題、それからここはキュービクル、高圧受電をしてないと思うんですが、そうしたもので非常に固定費が高くついてるということで、借り受けられた方がその管理をされているということに対して、早く言えば有償で何もかも逆に面倒見てもらったほうが借りるほうはいいんですが、そういう管理費も含めて、それから土地もですから、恐らく草刈りだとかいろんなこともあるだろうと思うんですが、そういうものを勘案して、むしろ無償のほうが有利だと、こういう判断なんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 市村監理課長。

○**監理課長（市村祥二君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、建物は無償とする代わりに、それらの建物、あるいは周辺の維持管理を行っていただける、それから電気、水道につきましても、法人さんのほうで持っていただける。それから、なお申し上げますと、基本的には市は修繕は行わないということで話し合いが——協議が整っておりますので、市としては、かなり無理を言って、法人さんのほうに管理を、広い管理地を管理していただけるということで、市にとっても大変メリットがあるというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（末永義美君）** 竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）** 最後に1点なんですが、474ですから平米が、そんなに大きなものではないんですが、また一部、ちょっとほかの団体が、また地元の方が貸せと言われたとき、これも本郷小学校のときに問題になったんですが、その辺はどういうふうな契約をされようとされてるんですか。

○**委員長（末永義美君）** 市村監理課長。

○**監理課長（市村祥二君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

今後、締結する予定でございます土地建物賃貸借契約の案では、公共的団体またはこれに準ずる団体で、事前に市の承諾を受けた場合以外は第三者に転貸あるいは譲渡できないというふうなうたう予定でございます。

あらかじめ法人と協議した中で、そのようなケースが想定されるかということで何度もお尋ねしたところでございますが、法人の組合員、構成員以外が使うことというのは、現状では全く考えられない、また隣接しまして公民館、あるいは農協、あるいはその隣に旧嘉万小学校等のグラウンドもあることから、そういったケースは非常に考えにくい。

ただ考えられるとすれば、法人が主催して外部からの方を招いての交流会等で、他の方が利用されるケースは考えられますけれど、地区のサークル等に貸し付けることは現状では考えられないということでございますので、新たに締結します賃貸借約には、できない——第三者には転貸できないというふうなうたう予定としております。

以上です。

○**委員長（末永義美君）** よろしいですか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 1点、整合性についてお尋ねします。

先ほど浄化槽の話が出ておりました。浄化槽を近隣に公民館、小学校等があるので、そちらのほうで利用されるというお話だったんですが、……（発言する者あり）仮設ですね。

この事業内容の（3）、アに農産物を原料または材料として使用する製造または加工とあります。その加工、製造に関して、水を要さないものか、また集会等で水を使用しないものなのかどうか、場浄化槽を使えるようにはなっているかどうかというところを、ちょっと整合性の関係がありますので、お尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

確かに事業目的の中には、今後六次産業等の加工にも取り組みたいというふうにうたってございまして、現実そういった御意向はございます。

現状の建物内の水道を浄化槽に流すことはできませんということで、新たに法人のほうで、外に野菜を洗ったりする外の手洗い等は、法人のほうの工事で接続していただくということで、協議は整っております。

それから、最終的には、法人が軌道に乗っていけば土地ごめ買っていただきまして、格納庫あるいは貯蔵庫あるいは加工施設等を作っていくたいという御意向は伺っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑のほうは、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この普通財産の貸付けについてですけど、今後いろんな不測の事態が行われないように、基準というものをより一層明確にさせていただきたいと思っております。

今回、貸付けにあたってのこととか、またこういった小学校、幼稚園、保育園などこういったところが、廃校じゃなくて廃園とかになった場合のいろんな先例において貸し付ける、こういった情報等もたくさん入ってきて、そういった貸付基準等がいろいろ問題点もあって、どのようにしていったいいかという、こういった情報なんかもあると思うんですよね。それに対して、そういったものを情報を得た上で今回、今言われたような対応をされているという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 市村監理課長。

○**監理課長（市村祥二君）** 岡山委員の御質問にお答えいたします。

公共施設あるいは小中学校の廃校施設につきましては、基本的には、現在作成しております跡地利用に関する基本方針に基づいて、今後は未利用地の利用促進に努めてまいりてございまして、前提となりますのは、まず第一に地元の方に御利用いただくというところが一番になってこようかと思っております。

未利用になりました施設の規模や場所、あるいは周辺の施設の状況等によること、あるいは借受者の使用目的、利用形態等、様々なケースがありますので、画一的なものというのはなかなか難しいとは思いますが、その都度、ケースバイケース、先ほど来申し上げております基本方針に基づきながら、さらなる未利用施設の未利用促進につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（末永義美君）** 岡山委員。

○**委員（岡山 隆君）** 地元地域の方が、営農とかがそれを借りて、より一層発展していくことが一番重要なことでもあります。今後、その土地の貸付けだけでなく、また購入に至るような経緯——いいほうになった場合には、そういったところまでの取り決め、基準というものを今後より一層明確に、いろんな想定があると思っておりますけれども、想定できるところのものを管理基準というものをつくり込んでいただきたいと思っております。この点については、いいですかね。

○**委員長（末永義美君）** 市村監理課長。

○**監理課長（市村祥二君）** ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

様々なケースが想定されますことから、指針——基本方針は幅広でございまして、その中で既に貸し付けております本郷小学校、あるいはこのたび上程しております嘉万保育園等の先例を参考に、地元の方に利用がしやすいような方向にもっていけるように努めてまいりたいと思っておりますし、まだこれは監理課内での話でございまして、利用促進につなげるためには、現行の利用料の算定基準が若干高いんじゃないだろうかということから、今後は県内他市の状況を参考に、利用料の改定自体も視野に入れて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**委員長（末永義美君）** よろしいですか。ほかに質疑のほうはございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 貸付期間なんです、令和5年3月31日までとなってるんですが、これは、例えば双方別段のあれがなかったら自動更新という契約とはなっていないわけですか。その考えはありますか。

○委員長（末永義美君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えいたします。

貸付期間は、普通財産の貸付に関する施行要綱第3条の規定に基づき3年以内ということにしておりますが、利用料、このたび16万983円を土地の使用代として頂くわけですが、これの算定根拠は固定資産の評価額ということになっておりますので、基本的には、あまり大きな変動はないものの3年毎に契約を見直したいということ、利用形態につきましても、法人のほうの経営状況が変わりますので、基本的には3年で、現行は3年でよろしいかなというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。それではほかに質疑のほうはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本郷小学校と、これで事例が2つできるわけですが、今後、恐らく今年度中に基準をつくるとおっしゃったんで、こうした2つの前例も参考にしながら、より地元の方が使いやすいような方法をできるだけ織り込んで作成していただきたいなど。

あわせて、その地域が、これはもう七十数名の方が参加しておられる団体ですから、例えば農業祭を独自にやられるときに、これは今回は土地を貸しているからいいんですが、またそれを使ったとか使わんとかというふうになりますんで、その辺も十分配慮して今後いただくようお願いをして賛成したいと思います。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第32号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

安富委員の復席を許可します。

〔安富法明君 復席〕

○委員長（末永義美君） 安富委員におかれては、ただいま議案第32号を採決した結果、全会一致で可決されましたのでお知らせ申し上げます。

改めまして、次に、請願第1号厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願書を議題といたします。

それでは、紹介者の三好委員から趣旨説明をお願いします。三好委員。（発言する者あり）

20分まで休憩いたします。

午後4時07分休憩

-----  
午後4時19分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

改めまして、次に、請願第1号厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願書を議題といたします。

それでは、紹介者の三好委員から趣旨説明をお願いします。三好委員。

○委員（三好睦子君） それでは、請願書につきましては本会議で読み上げましたので、省略をいたします。

御存じのように、昨年9月に厚労省が突如として、この病院の再編統合を病院名を出して公表しました。したがって、このことが全国に衝撃を与えまして、全国から請願書や意見書が出されました。

そして、その中で12月でしたが、12月議会には間に合わなくて今回になったんですが、前日でしたからちょっと間に合いませんでした。この請願書は山口県医療労働組合連合会から来ております。

そして、当日の本会議場で質問を受けましたことについてお答えいたします。

まず、安富副議長の質問ですが、全国的には——県内はどうかということでした。

県内と全国的なことについて報告をいたします。

県内では、下関と光市が出されました。ほかはまだですが、12月では下関で請願書が出されて否決となっております。下関では34人議員がいらっしゃるのですが、賛成が8人、反対が24人、棄権が1人、それと議長でちょうど30人になるわけですが。賛成の中にも、もちろん自民党の方もいらっしゃったようです。

それと、光市ではこういった請願書ではなくて、議員が意見書として出しております。これも否決しておりますが、賛成反対の中の人数は聞いておりませんが、内容の中で時期尚早ということがあったそうです。この中には自民党の会派の方の数名が賛成された、そして共産党議員が2人賛成しております。

それから、3月議会において、宇部市議会がこの請願書を出すようです。それと山口県議会、これは今始まってますか——山口県議会でも提出をされるようです。

全国的なことを見ますと、12月までに全国でありました15道県です。意見書として採択が明らかになっております。意見書で採択がされたのが15道県ですが、北海道、岩手県、秋田県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県となっております。

それから、これは採択されて可決されておりますが、請願書が否決となった県もあります。これは千葉県、滋賀県、熊本県、鹿児島県となっております。

それと、竹岡議員の質問の中ですが、請願書の中で、この1の厚生労働省に対し、市内2つの病院を含む424病院のリストと再検証の白紙撤回ということで、424病院のリストとあるがどうかということでしたが、これにつきましては、請願書の中にもありますように、厚労省の公表は、「地域医療構想の進捗のみをめぐり、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で」とあります——基準で再検討を求めるもので、まず現状や実情を知らずに、調べもしない、それを勘案しない——勘案することなく公表したということで、これは、県知事の——請願書の中にもありますが、県知事の権限に対する覬権行為だということで、地方自治を侵害するとありますので、その旨は読んで竹岡議員の回答にさせていただきます。

それから先ほど、当日の本会議でもありましたが、政府の地方創生に——私は、地方創生をやっているのにこういったことは逆行するのではないかということを行いました。竹岡議員からも、そのことについて質問がありましたが、今政府は、地方



創生で地域の活性化のために頑張ろうとしているときに、こういった病院をなくする、再編、統廃合で病院をなくするような、こういったことは地方創生に反するのではないかということをお述べます。

それから、請願書について私なりに調べたんですが、再編統合のデータについてですが、地域の実情を加味せずに診療実績がない、ほかの診療機関と競合するといった理由で分析し施設名を公表したことは、ベッドの削減ありきとしか見受けられないといったこともあります。しかも、このデータは2017年度の報告データの中で、人口と地形と地域の実情を無視してるといことが問題です。

そして、機械的な病床削減や機能転換では、美祢市の医療の需要に沿えるかという問題もあると思います。例えば、緊急入院の病床が必要になった場合、対応できなくなる恐れもあると考えます。

今、コロナウイルスの感染症の大流行や災害時の病床の確保、今問題となったのは世界中にあります。コロナウイルスの感染症の流行を見ても明らかなように、困難になることが予測できます。

そして、美祢市立美東病院や市立病院では2025プラン、先ほども説明がありましたが、このプランの作成も、県がこれを受理しております。このプランをないがしろにするような今回の名指しでは、病院の独自性や個性、今後ますます増えると言われる医療需要と地域のニーズに背くことになると思います。

こうしたことで、一旦国は、地域の実情を考慮するために公表した病院について白紙に戻し、地域の十分な協議を行うべきだと思います。

財政問題ですが、これについても研究いたしました。

公立・公的病院は民間が参入できない地域にあることは御存じのとおりです。だからこそ、国は地方の医療を担う公立病院に対し、地域住民の生命と健康を守る立場から財政支援を行うべきだと思います。医師確保は喫緊の課題で、医師確保の状況によって診療実績は増えると思います。国は、公立病院は地域の命のとりであることを認識してほしいと思います。

それで、公表されたことで白紙に戻してくれということなんですが、実名で公表されたことで、これが風評被害ですね、もう病院はつぶれるんじゃないかとか、行ったらどうかと、統廃合になってなくなるんじゃないか、こういったことが医療関係、医師や看護師の——今でも不足ですが、これにますます風評被害で、そうい

った医療の方の働く人、医師、看護師の不足に拍車をかける問題になると思います。

したがって、この請願書を、皆さんの意見書を決議していただきますようお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 分かりました。

この請願に対する背景や情景のほうが多くて、その請願に対する趣旨説明ということで、どうしてもぼけてしまっているの、趣旨説明という内容がぼけてしまって、せっかくの請願の、この抗議するという意図のもとと少し、だんだんだんだん外れてしまって、聞くほうがまとめられなくなったんですけど。

この今のお話した内容の趣旨で、請願の趣旨説明という形でよろしいですね。（発言する者あり）分かりました。

それでは、説明が終わりました。本請願に対する質疑を行います。質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） これ、本会議でも、私も同じようなことを思ったんですが、基本的な部分で過疎地医療を守っていかなければならない、国に対しては応分の支援をしていただきたい、そういうふうなことは、基本的には同じようなことを私は考えます。

ただ、例えば、近隣の市町の状況等も含めて、例えば地方6団体あたりがどういうふうな動きをしてるかというふうなことも含めて、調査をした上で報告をしていただきたいというふうなことも申し上げたというふうに思います。

それで、例えば今、他の議会の下関、光等の話をされました。両方とも不採択ということです。不採択の理由をちゃんと調べられないと、採択をしたか不採択であったかっていうこともさることながら、置かれる状況は都市部と郡部——過疎地ではかなり違います。そういうこと等を踏まえて、私は申し訳ないですが、非常に不十分であったと言わざるを得ないということは申し上げたい。

それであるとき、本会議で私申し上げたと思うんですが、もし三好議員個人でなかなか難しかったら、事務局なり執行部に対して情報の収集をお願いをしてほしいというふうなことも申し上げたというふうに思います。その上で、事務局のほうで何か調査というか、調べられた結果を報告していただけるようなものが用意してあればお願いをしたいというふうに思うんですが、委員長どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 石田議会事務局長。

○**議会事務局長（石田淳司君）** それでは、先ほど安富委員のほうから、地方6団体などの全国的な措置について、どういう行動がされているかということについて調べましたので、私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

今配信されましたのが、昨年11月6日付で全国市議会議長会が決議した文面です。当然のことながら、美祢市議会もこの全国市議会議長会に所属しているものでございまして、昨年9月26日に厚生労働省が再編や統合等の再検討を進める公立・公的病院の具体的な病院名を公表されたことに基づきまして、全国市議会議長会が決議した内容でございます。そういうふうな議長会としても動きがあるということでございます——動きがされたということでございます。

続きまして、地域医療構想の進め方に係る決議ということで、11月20日付で決議された書面でございます。

これは、下のほうに書いてあります全国自治体病院開設者協議会を含め、10の団体が決議した内容でございます。2行目の一番左、全国自治体病院都市議会協議会、それから一番下の行、一番左になりますが、全国市議会議長会、この2つに美祢市議会も所属しているということで、全国知事会や全国町村会、市長会も含めまして、地方6団体も含めての決議がなされて、全国的な動きが進んでいるという状況でございます。

以上です。

○**委員長（末永義美君）** 安富委員。

○**委員（安富法明君）** 今、調査事項についての報告をしていただいたわけなんですが、基本的に本会議でも申し上げたような記憶があるんですが、時間的なずれといえますか、タイムラグがあつて、既に今報告を受けましたように、それぞれの私どもの議会の議長なり、あるいは市長会なりで、それぞれこの件に関しては、国に対して非常に強い意思表示をしております。

過疎地なり、特に先ほども言いましたけれども、都市部の民間病院が充実しているところでは、あまりそれは必要ないかもしれませんけれども、特に過疎地医療を担う公的病院っていうことになると、物すごい深刻な問題であります。そのことを真剣に受け止めた上での上位団体等の既に国に対する動きがあります。

そういうことを考えますと、今回、紹介議員になられた請願書が駄目とか悪いとかっていうことではなしに、既に多くの動きがあつて、国に対する要望がされてお

るといふことで、私は今回の件は不採択が妥当じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 質疑でなくて御意見ですね。質疑のほうはもうよろしいでしょうか。なければ今の安富委員と同様に、御意見のほうを承りますけど、まずは、あらかじめ質疑なしということによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本請願に対する討論を行います。御意見がございましたらよろしくお願ひします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今安富委員がタイムラグがあって、不採択だと言われましたけど、こうやって議会在再決議してる中で、不採択はマイナスイメージにとられませんか。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） このことは、9月頃に起きた問題で、もう11月の初め頃に全国議長会はこういう——この文面読んでみたら、まさにこのとおりなんです。

確かに名前を出されたのはショックだというのは本会議でも申し上げました。そのとおりです。

ですが、きょうも所管の委員会で、改革プランを基にした新年度予算を議論してきました。十分これを、ショックを受けながらも、こうした改革も進めてきたことに対して、私は評価するというふうな発言もしているとは思いますが。

ただ三好委員が出された請願については、私は——紹介議員として出されたものについては、私は賛成しかねるという意味合いで本会議で申し上げました。まさにそのとおりなんです。

ですから当然、もうこうした議長会並びにほかの病院関係も皆入ってやっておられるんで、私も今回の請願については不採択ということにしたいと思っております。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、議会事務局長のほうからも報告があったように、今後上位部でしっかりと病院に関して、424ですか、こういったところをちゃんと下支えするという事も書いてありましたし、今回出されたこの請願に関しましては、特

に気になるところが——出された請願の中に、現政権ですよね、「安倍政権が掲げる地方創生にも逆行する地方切り捨てであり、また地方自治の本旨に反するもので、容認できるものではありません」という形で言われています。

こういう請願に対しては、現政権に対して地方創生に逆行する、言葉が非常にきつい言葉で地方切り捨てって書いてます。こういったところを本当に請願を出すのであれば、攻撃的な文章ではなく、もう少し病院に対して、再編統合に抗議するのであれば、そういったところは私は入れないで——意味合いで、こういった請願を出していただきたいなと思っております。

そういったところを見ても、何か攻撃的なことを受けますので、どうかそういったことがないような請願を出されたら私はいいんじゃないかと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（末永義美君） 先ほど質疑はもう終わりました。今意見を述べております。今岡山委員は反対の御意見と承りました。

先ほど質疑は、私はもう終わりを宣言しましたので、申し訳ございませんけれども。そのほか意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより請願第1号を採択いたします。本請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案23件及び請願1件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願い申し上げます。安富委員。

○委員（安富法明君） 時間を取って申し訳ないんですが、1点だけ先ほど申し忘れたことが実はありますので、簡単に申し上げます。

先ほど、水道についての料金改定等の話をさせていただきました。それで合併以来、今年で12年になりますよね、3期ですから12年になります。

それで合併当初、10年をめどに、それぞれの1市2町の状況を踏まえた格差について見直しをしていこうというふうなのが、合併条件の1つの中にあったというふうに思うんですが。

そのことを思い出しながら、じゃあ下水はどうなんだろうっていう話が実はありまして、下水がありますよね。公共下水あります、農業集落排水あります、今度会計一緒にしましたよね。例えばコミプラのようなものもあります。

以前もちょっと僕申し上げたような記憶があるんですが、これらのやっぱり基準単価といいますか、そういうふうな料金についての整合性っていいですか、そういうものを今後厳しい財政状況、あるいはそれぞれの特別会計なり企業会計、同じことだろうというふうに思っております。

そういうことを踏まえて、執行部のほうではどういうふうにお考えだろうか、簡単に、もう時間も迫っておりますので、一言二言御答弁をお願いします。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの安富委員の御質問についてお答えしたいと思います。

下水道につきましては、今申されたとおり公共下水道、それから農業集落排水事業とコミュニティプラントと3種類の施設があるわけがございますけど、それぞれに、これまでの歴史とか積み重ねが違いますので、料金体系も違います。

特に農業集落排水について言えば、別府、河原、豊田前、大田と4か所あるわけですがけれども、河原と豊田前は同様に公共下水道をある程度意識した料金になっておりますけれども、特に大田地区につきましては、人頭割で料金を設定しております。これは、水道を使わずに井戸水を併用される。あるいは井戸水のみを使用されて下水道に流されると、そういう御家庭が多いものですから、おのずと人頭割りという形で料金設定をしておるんですけれども。

これが統一という部分に非常に大きな障害となっておりまして、将来的な統合ということは考えておりますけれども、まずもって農業集落排水の料金の統一をどういうふうに捉えていくかというところで、今苦慮しておるところでございます。

したがって、まだ結論はございませんけれども、将来的な統合につきましては考慮には入っておるというところで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） ありがとうございます。

それで基本的に、例えば施設によって更新といたしますか、大きな設備の更新といたしますか、改修が必要なものも実はあると思うんですよね。

事業として見たときには、公共下水とか農集にしてもそうなんです、恐らく市民個々からすれば、合併浄化槽であっても公共下水であっても、利益といたしますか、受ける環境っていうのは同じことだろうというふうに思うんですが。

浄化槽の場合は、浄化槽分の大体の今30万と50万ぐらいだったですかね、5人槽とあれで。その程度の、それで済むわけですよ。要するに補助金を一時的に出せば済む。でも、ほかの施設については、物すごく扱うものが扱うものだけに、修理代とか維持費が物すごくかかります。施設も耐用年数があまり長く期待できない、特にくみ上げのポンプなんかもそうなんです。

全体を考えたときには、今後の投資的な修理、更新とかっていうふうなことを考えたときには、特に料金が統一されてないと、事業の推進に支障を来すんじゃないかなというふうな思いはしております。そういうことを踏まえて今申し上げております。

そのことを踏まえて、今ちょっと答弁は、分かっているけど着手できないよとか、先送りの発言だったというふうに思うんですが、その辺のところをやっぱり事業主体として、明確にある程度していかにやいけんのだろうというのが私の意見でございます。何か反論がございましたら。

○委員長（末永義美君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） とりわけ反論ということはございませんけれども、今申された御意見は真摯に受け止めまして、当然私どもも、方向性については違うところはございませんので、答えをできるだけ早く出したいなと思うところでありますけれども。

将来的には、料金審議会等にも図った上で、その辺の統一性をみたいというふうに考えておりますので、引き続いての御指導のほうをよろしく願いできたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに御発言がございましたらよろしく申し上げます。三

好委員。

○委員（三好睦子君） 時間があまりなくて申し訳ないんですけど、十文字原の土地活用で何か動きがあったんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 御答弁できますでしょうか。田辺総務部長。（発言する者あり）その件はよく考えたら所管外ですので、教育経済のほうだと思います。では、また本会議場で……（発言する者あり）厳密に申し上げますと本会議場でお願いします。

では、ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時52分閉会

---



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月27日

総務民生委員長